

# 鹿児島県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、福祉等関係機関との連携により、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置・活用することで、教育相談体制を整備し、いじめ、不登校、暴力行為など児童生徒の生徒指導上の課題に対応する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

県教育委員会は、市町村に本事業実施の希望調査を行い、実施を希望する市町村の実態を十分に考慮した上で委託契約を結んでいる。スクールソーシャルワーカーの人選や配置人数、派遣形態等については、県教育委員会が示した指針に基づいて、委託市町村の希望を踏まえて、設定するようにしている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・スクールソーシャルワーカー5人を2町2村に配置、また、県広域スクールソーシャルワーカー3人を県教委に配置
- ・社会福祉士1人、社会福祉士かつ精神保健福祉士1人、教員免許4人、臨床心理士等1人、その他1人（民生員、保護司等）
- ・派遣型7人、拠点校型1人

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

ア 事業内容…研修会等の開催、連絡協議会の開催、スクールソーシャルワーカーとしての業務推進 等  
イ スクールソーシャルワーカーの職務内容

- ・問題を抱える児童生徒が置かれた環境への積極的な働き掛け
- ・福祉機関等の関係機関・団体との連携・調整、ネットワークの構築の充実推進
- ・学校内におけるチーム体制の構築及び支援の充実
- ・保護者、教職員等に対する相談・支援・情報提供
- ・教職員等への研修活動 など

ウ 県の活動方針を各町に示し、各町の実態に応じて活動方針を作成するとともに、スクールソーシャルワーカーの役割等について周知を図っている。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ア 委託町村スクールソーシャルワーカー及び担当指導主事等
- イ 委託町村外のスクールソーシャルワーカー及び担当指導主事等

### （2）研修回数（頻度）

県としては、年3回実施（年2回開催の連絡協議会においても研修に係る内容を含めている）

### （3）研修内容

- ・「スクールソーシャルワーカーの活動の現状と課題について」鹿児島国際大学教授 岩井 浩英
- ・「不登校の現状と効果的なスクールソーシャルワーカーのあり方」  
鹿児島大学教育学部副学部長 教授 大坪 治彦
- ・「不登校に対応するチーム学校のあり方について」大阪人間科学大学 郭 理恵

### （4）特に効果のあった研修内容

- ア スクールソーシャルワーカーと関係機関との連携に関する理解
- イ スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーとの連携による支援
- ウ 支援計画シート等を使ったアセスメントに係る演習

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置：広域スクールソーシャルワーカー3人（大学教授と有資格者・経験豊富なSSW）
- 活用方法：①困難事案に関する各市町配置のスクールソーシャルワーカーの支援、②市町配置のSSWと各学校の管理職を一堂に集めた研修会における講師

### （6）課題

- ア 事例に基づいた研修の深化
- イ スクールカウンセラーとの連携、及びスクールソーシャルワーカー間の連携

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】不登校児童生徒の自尊感情を高めるための活用事例（④不登校）

- スクールソーシャルワーカーの取組
  - ・学校との調整や仲介などを行うと共に、生徒の実態（心情面を中心）について把握する。
  - ・家庭訪問を行い、生徒に自尊感情を高めたり、多面的な見方をもたせたりする。
  - ・「やればできる」という自信を少しずつもたせるために、信頼関係を深める。
- チーム学校としての取組
  - ・家庭訪問での生徒の様子を学級担任に伝えたり、学校の様子を生徒に伝えたりする。
  - ・生徒の精神状態を勘案して、学校と相談しながら適度に登校刺激を促す。
  - ・関係機関とのケース会議を行い、調整・連携を取りながらネットワークの構築を図る。

#### 【事例2】児童の生活習慣を確立させるための活用事例（⑦その他（家庭環境の問題））

- スクールソーシャルワーカーの取組
  - ・学校との調整や仲介などを行うと共に、児童の生活習慣の実態について把握する。
  - ・家庭訪問を行い、保護者の願いや考え、家庭環境について把握する。
  - ・児童や保護者の教育相談や支援を行う。（児童生徒の側に立って支援を行う。）
- チーム学校としての取組
  - ・児童相談所や保健福祉課との連携を図り、ケース会議に参加し、実態や対応策について述べる。
  - ・学校の管理職や学級担任との連携を図り、児童への指導の仕方や関わり方について助言する。
  - ・地域との連携を図り、児童が置かれた様々な環境の問題への働きかけをする。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

活用事業における実施町と市町単独予算による実施市町の数が昨年と異なるため前年度との比較は難しいが、特に次の点で成果が見られた。

- ア スクールソーシャルワーカーが関わることで、早期対応が図られ、これまでと比較すると不登校傾向から、少しずつ解消し、登校できる児童生徒が増えた。  
（不登校児童生徒の家庭訪問、児童生徒の情報収集、不登校等の児童生徒への支援方法等）
- イ 各市町村の学校への周知を進めたことにより、スクールソーシャルワーカーの役割や必要性について教職員の理解が深まっている。
- ウ 学校、スクールカウンセラーとの情報交換会の中で、役割分担がなされ行動連携ができるようになった。また、関係機関との連携が図りやすくなった。

#### （2）今後の課題

- ア スクールソーシャルワーカーの役割について学校現場に理解されるようになり、ニーズも高まっている。一方、活動回数や時間数の不足から対象児童生徒への十分な支援ができていない。県の予算を拡充し活動回数、時間を増やすとともに、実施していない町村へと拡充していくような方策が必要である。
- イ 社会福祉士、精神保健福祉士等が都市部に集中しており、有資格者をスクールソーシャルワーカーとして活用することが難しい市町村がある。また、資質向上を図るための研修会について充実させる必要がある。
- ウ スクールソーシャルワーカーの人材確保と資質の向上、併せて資格取得の推進を進める必要がある。
- エ 学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーがチームとして活動する必要から、年1回研修会を継続的に実施する必要がある。（H30年度は、放送大学等の資格取得等について周知している。）
- オ 保護者や地域にスクールソーシャルワーカーに対する理解を今後さらに図っていく必要がある。

# 沖縄県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

問題行動の背景には、児童生徒が置かれた様々な環境の問題が複雑に絡み合っているため、関係機関等と連携・調整し、児童生徒が置かれた環境の問題（家庭、友人関係等）に対する働きかけが必要である。スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）は、教育と福祉の両面において専門的な知識・技術を有するとともに、学校、家庭、地域等、児童生徒にかかわる全ての背景や状況を視野に入れて判断し、校内体制づくりや関係機関とのネットワークの構築など、児童生徒を取り巻く環境の改善を図る。このような活動を通して、不登校やいじめ、児童虐待等の未然防止、早期発見及び早期解決を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- 文部科学省が実施する「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を基に、問題を抱える学校を選定し、SSWの配置により問題が軽減されると予想される学校に配置する。
- 要請のある学校及び児童生徒の在籍数の多い小・中学校を中心に派遣する。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ① 配置人数 20名
- ② 所有資格  
（社会福祉士・精神保健福祉士1名、社会福祉士・教員免許1名、社会福祉士1名、教員免許・社会福祉主事任用1名、教員免許2名、社会福祉主事任用2名）
- ③ 勤務形態 月16日以内、1日6時間、年間176日（単独8名、拠点4名、派遣2名、巡回6名）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

『沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）』（公表）に「・・・学校等に対し、教育と福祉の両面に関わるスクールソーシャルワーカー等を配置し、幼児児童生徒を取り巻く家庭環境等の改善を図ります。」と掲載し、県民に広く周知している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

県配置SSW、市町村配置の貧困対策支援員（呼称：子SW）小中アシスト相談員、市町村配置の教育相談員、就学支援員、登校支援員等

### （2）研修回数（頻度）

- 貧困対策支援員（子SW）・県スクールソーシャルワーカー合同連絡協議会 年1回
- 県生徒指導関連事業相談員等連絡協議会 毎月1回（教育事務所開催）
- 地区教育相談員等連絡協議会 年6～7回（教育事務所開催）

### （3）研修内容

- 教育相談活動の現状と課題及び情報交換
- 子ども理解に関する講演（発達障害の児童生徒の理解と具体的な指導と支援等）
- 困難事例等の検討、対応策についての協議

### （4）特に効果のあった研修内容

- 講話「LGBTについての基礎講座」～学校現場で知っておきたいこと～  
LGBTへの理解に企業全体で取り組んでいる「パームロイヤルNAHA代表取締役総支配人高倉直久氏」による講演より、性的マイノリティーに関する基礎知識や県内企業の取組例、学校現場での対応等を理解することができた。
- 生徒指導担当者研修会、教育相談担当者研修会等の合同開催を企画し、そこに県配置SSWも参加したことにより互いの連携の必要性を確認することができた。
- 教育相談活動の現状と課題及び情報交換により、県配置SSWと各関係機関の相談員や支援員等との連携に向けた関係が深まり、お互いの役割について理解することができた。
- スクールソーシャルワークの必要性や面接技法についての研修。
- 事例検討と対応策についての協議において、課題の多い複雑な事例を共有、検討することで、より多くの支援方法やアイデアが得られた。また、問題を共有することで抱え込みの防止につながった。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- スーパーバイザーの設置 設置無し ○ 引き続き大学教授等の有識者に協力を求める予定

### （6）課題

- SSWの資質向上に向けた、精神科医や大学教授などを講師とした研修内容の充実
- 県配置SSWと市町村が配置するSSW等と連携し、複雑化・多様化する問題行動等の課題に対応できるよう、各研修会の合同開催及びの研修内容の充実
- スクールソーシャルワーカーの任用根拠が非常勤職員であり、継続3年が任期のため継続支援に困難をきたすことがある。また、年度によっては新旧の交代が重なってしまい、SSWとしての経験が浅い者が多くなり、スーパーバイザーによるスーパーバイズが必要と感じる。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】〈 義父からの暴言・暴力・自傷行為・発達障害を持っているケースへの対応 〉

〔①家庭環境、④不登校、⑦その他（発達障害等に関する問題・心身の健康・保健に関する問題等）〕

生徒は、義父からの暴言が原因で登校しぶりや家出・自傷行為が増えた。緊急性を要するケースと判断し担任や管理職・学年主任にも申し送りを行った。母親とは1日に何度も連絡を取り合い、警察への相談や医療保護に繋ぐ準備などの手配をし、母親と一緒に目撃し見守り支援を行った。

父からの暴言は日に日にエスカレートし、家のベランダから飛び降りるところを母が引き止め、警察が介入したことで緊急保護措置へ繋がりに入院となった。その後、両親が離婚したことにより、児童生徒の心が落ち着いてきた。自立支援サポートセンターと連携し就労支援・住宅確保給付金の受給を進めることで母親の経済的不安を取り除くことができた。

また、入院中に発達検査・福祉給付課へ行き、受給者証の発行をしてもらい児童デイサービスの入所ができた。支援事業所と情報共有をすることで児童生徒が 興味がある語を主体とする児童デイが見つかった。児童デイの先生も、英語学習に力を入れて下さり、英検2級に合格することができた。

【事例2】他機関と連携した活用事例（①貧困対策 ④不登校 ⑦その他）

小3男児、母子家庭。母親は心療内科に通院中。本児は発達障がい診断もあり、母親は子育ての不安や、経済面での悩みを抱え、体調も良くなかった。本児は登校渋り、遅刻も多かった。

SSWは、母親を支援していた地域の社会福祉協議会に所属しているコミュニティーソーシャルワーカー（以下CSW）と連携し、学校と行政のこども課、福祉課、放課後に通所しているデイサービス事業所、生活保護ケースワーカー等、家庭に関わっている関係機関と定期的なケース会議を開催し、相談活動を継続してきた。他機関で、家庭支援に入ってもらい母親を支援しながら、担任が本児と良い関係を構築してくれたことで、安心して学校へ登校することができるようになっている。

【事例3】性的被害についての活用事例

性的な被害について本児がSSWに相談してきたことをきっかけに明らかになった。SSW以外に伝えた人がいないか確認した。すぐに管理職に報告し、本児を支援している他機関の職員や養護教諭と連携した。SSWより学校へ県内の性暴力被害センターの情報を伝えたが、検討の結果、教育委員会の臨床心理士が対応することになった。

その後、家庭環境の問題や本児の飲酒、喫煙等問題行動があり、児童相談所通告となった。SSWは管理職や生徒指導主任と情報共有しながら、学校で本児と面談、児童自立支援員と家庭訪問したり、児童館の職員等と連携したりして支援を継続した。

### 【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 児童生徒の家庭環境を把握し、福祉部局等の外部機関につなぐとともに、保護者の困りごとに傾聴するなどして対応することで、保護者との信頼関係を構築し効果的な支援を行うことができた。
- 小学校、中学校と連携することで情報共有が図られ効果的な支援につながった。また、継続してSSWを配置した学校においては、SSWの働きかけにより、学校と関係機関（児童相談所、市町村の福祉部局、適応指導教室、教育委員会等）との連携が密になった。
- 継続して県配置SSWを配置する地区においては、不登校の現状として、小・中学校ともに増加傾向であったが、約半数近くが登校復帰につながっている。これは、家庭支援・保護者支援が必要なケースが増える中、SSWの働きによる、学校と関係機関等と連携した支援体制の構築が要因であると考えられる。
- 県内のある教育事務所管内では平成28年度と29年度を比較して、SSWを配置した中学校4校中1校で不登校数が減少した。また、2校で登校復帰が増加した。（そのうちの1校は復帰0名から23名と大きく増加した）小学校7校中2校で不登校数が減少し、1校で登校復帰が増加した。
- 県内のある教育事務所管内では、平成25年からスクールソーシャルワーカーを配置している2中学校区では、100人当たりの不登校が5.83人から平成28年には3.72人に減少している。学校の校内体制の整備や校長のリーダーシップなども要因として考えられるが、貧困に伴う生活困窮型が年々増加し、福祉関連の機関や役所等の手続き上の支援が増加している。SSWが中心となってつなぐ支援が家庭の支えとなっていることも1つの要因として考えられる。
- 県内のある教育事務所管内では、不登校の改善と関係機関を交えた早期対応が図られた。平成29年度、前年度と比べて10件減の38件となった。不登校の解消率も4%増の47%が解消している。これは、SSWが各関係機関との調整を行うことで、学校だけが抱え込まず効果的な支援ができていたことが要因としてあげられる。

(2) 今後の課題

- 子どもが抱える問題行動の背景が複雑化する中、学校におけるSSWの役割は大きいと考える。SSWが全市町村及び学校に配置されるよう事業拡充の必要を感じる。
- SSWの専門性に見合った処遇が十分に受けられていないため、優秀な人材が他に流出する例が見られることから処遇改善を図る必要がある。
- SSWの業務内容について、支援を要する児童生徒の保護者や地域に対し、更なる周知を図る。

# 札幌市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

虐待や貧困など、家庭環境における課題が深刻化、複雑化している現状に対して、学校と福祉機関等が連携した支援が必要である。このような実情を踏まえ、スクールソーシャルワーカーは、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や経験を用いて、児童生徒のおかれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなどして、問題を抱える児童生徒に支援を行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

スクールソーシャルワーカーを11名委嘱し、教育委員会は、学校長から派遣依頼があった場合など、必要に応じて市立学校にスクールソーシャルワーカーを派遣する。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：スクールソーシャルワーカー11名（うち1名はスーパーバイザー）
- ・資格：社会福祉士、精神保健福祉士、教職員の経験等
- ・勤務形態：1人年間180時間（1回3時間×週2回×年間30週を基本とするが要請に応じて不定期に活動）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

「活動方針等に関する指針」は定めていないが、平成20年4月にスクールソーシャルワーカー活用事業実施要項を定め、年度ごとに見直しをしている。また、全市立学校の担当者が参加する生徒指導研究協議会においてスクールソーシャルワーカーの活用について資料を配布し、周知している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールソーシャルワーカー11名

### （2）研修回数（頻度）

月に1度

### （3）研修内容

スクールソーシャルワーカーが対応しているケースについて事例検討を行い、スクールソーシャルワーカースーパーバイザーが必要に応じて助言している。

### （4）特に効果のあった研修内容

スクールソーシャルワーカー全員が集まり、それぞれが抱えているケースの対応について交流を行うことで、家庭や児童生徒への支援に係る多くの情報を得ることができるなど、問題を抱えている児童生徒及び保護者へのより適切な対応につながった。また、新たな関係機関との連携の在り方について協議する場ともなった。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 有

#### ○活用方法

- ・前述の研修会において、必要に応じて各スクールソーシャルワーカーに助言。
- ・学校からの相談について、必要に応じて各スクールソーシャルワーカーに助言。

### （6）課題

他の仕事に従事しているスクールソーシャルワーカーもいることから、月に1回の研修会が遅い時間帯の開催であったり、その時間が十分に確保できなかつたりすることがあった。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】不登校及び家庭環境調整の活用事例（①貧困対策、③不登校）

本児は中学入学後から不登校傾向が続いており、学習面での遅れやコミュニケーションの困難さがみられていた。保護者は高校進学への希望はあるが、本児の学習面や生活面の課題についての認識が学校とは異なり、教育相談で提案された検査や別室登校等について了承が得られていない状況であった。また、保護者の体調不良により、生活環境の不安定さや親子関係の悪化による本児の安全の懸念、関係機関の利用が継続できない状況があった。そのため、学校からの要請を受け、スクールソーシャルワーカー（以下SSW）が学校に派遣された。

保護者が信頼している担任からSSWを紹介してもらい、担任と一緒に家庭訪問を実施。保護者とは進学に向けた取組として、学校と保護者とが連携して登校への手立てを検討することを確認し、そのための専門機関の利用についても今後検討していくことで合意を得た。本人とも会うことができ、保護者から本人の理解を得ることが難しいとの話があったため、保護者とともに、本児に理解を促していくことを確認した。その後、定期的に家庭訪問を実施し、生活状況や保護者の認識、本人の意向を把握した上で、担任との連携を図りながら、関係機関の利用や別室登校等の提案を行った。その結果、別室登校や専門機関における検査の必要性についての保護者の理解を得ることができ、保護者の希望によるSSW同行での専門機関への相談が実現した。さらに、本人の意向を取り入れた別室登校の計画により登校日数が増加した。

#### 【事例2】貧困対策および発達障がいに関する問題のための活用事例（①貧困対策、②児童虐待、⑦その他）

本児は、中学校入学時より服を洗濯してもらえず入浴もしてこないなど、不衛生な状態で登校しており、担任が声かけなどの個別対応を行っていた。しかし周囲より、臭いがきついことについての相談があり、また虐待の可能性も考えられたことから、学校からの要請でSSWが派遣された。SSWは当該児童との面談と担任への聞き取りから、本児が入浴の必要性を理解できておらず、その背景に発達障がいの可能性があること、また当該家庭は生活が苦しく、本児が水道代やガス代が気になり、入浴をためらっていることが分かった。そこで、まず本児には清潔さを保つことの大切さを説明、衛生的な生活技能・習慣を身に付けることを当面の目標として提案。担任に本児への定期的な声かけの協力を依頼した結果、まもなく本児は入浴習慣を身に付けることができた。一方で、保護者とも面談を行って生活状況を確認。就学援助制度を紹介するとともに、収入に応じた生活ができるよう、当面の間、定期的な面談を行ってサポートすることとした。その後、本児は自身の発達検査を希望したため、SSWは保護者・本児とともに児童相談所に同行。さらに学校・児童相談所職員とのケース会議を提案し、関係機関と連携して本児への支援について検討する体制が整った。

#### 【事例3】

※本市において性的な被害について該当する事例はない。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・学校が家庭と連携できずに対応に苦慮している事例に対し、SSWが家庭に働きかけたり関係機関等とのネットワークを構築したりするなど、コーディネーター役として専門性を発揮することができた。
- ・平成29年度にSSWが直接対応した対応児童生徒数は、平成28年度と同水準（4件減）である。SSWの1名増員にも関わらず直接対応の件数が増えない原因は、支援が必要な家庭環境の状況が深刻化しており、SSWが1件に関わる期間が長期化しているためである。一方で教育委員会による様々な情報提供により、SSWの認知度は高まり、学校からの問い合わせは増加傾向にある。

#### （2）今後の課題

- ・平成28年度に支援した児童生徒の約27%については問題が解決している。今後は、支援中の児童生徒の状況の改善を目指して取組を継続する必要がある。また、解決した児童生徒についても、学校が状況の変化を的確に把握し、再支援の必要性について検討する体制を整える。
- ・学校からの要請に迅速に対応するためにSSWを増員することに加え、市立学校を巡回するSSWを配置し、学校からの相談を受けたり、SSWが児童生徒の様子を直接観察して、問題を早期に発見したりする体制を整えることが急務である。

# 仙台市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置、活用することで、学校の教育相談体制の充実を図り、不登校や引きこもり、暴力行為、児童虐待、いじめ等の生徒指導上の課題を改善する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

教育委員会内にスクールソーシャルワーカー5名を配置し、学校からケース依頼を受けて派遣を行っている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

【配置人数】5名

【資格】社会福祉士、精神保健福祉士

【勤務形態】1日6時間×週5日勤務

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

資格要件、業務内容、ケース対応の進め方等を盛り込んだガイドラインを策定し、それをもとにリーフレットの作成を行い、各学校に配布し、活用の仕方やスクールソーシャルワーカーの役割について周知している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールソーシャルワーカー5名

### （2）研修回数（頻度）

- ・年10回程度
- ・年12回の事例検討

### （3）研修内容

- ・事例検討（スクールソーシャルワーカー同士）
- ・学校教育（いじめ、不登校、特別支援教育等）についての理解

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・事例検討
- ・学校教育の理解

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・設置なし

### （6）課題

- ・スキル向上のための研修内容の充実
- ・スーパーバイザーの設置
- ・学校教育理解の推進

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】校内での逸脱行為を繰り返す児童支援のための活用事例（⑤暴力行為）

学級内で、奇声、暴言、暴力、教室の抜け出し等を繰り返す児童。母子家庭で母が精神疾患を抱えている。SSWが本児の養育を担っている祖母と面談を行い、医療受診（服薬）、放課後デイサービスの利用、特別支援学級への在籍移動、さらに教員の本児への関わり方等、様々な面において支援を行った。

#### 【事例2】保護者の養育が十分になされない児童支援のための活用事例（②児童虐待 ④不登校 ⑦その他）

母子家庭。母が時間帯が不規則な仕事をしており、子供たちを学校に送り出せない、栄養ある食事を提供できないという課題。児童の体重が極端に軽く、医療受診の必要あり。母との面談を行い、医療機関へのつなぎ、医療機関との連携をSSWが進めることで、児童の健康面のサポートを行った。同時に母親の適切な養育について、母親の動機付けを行いながら児童相談所の相談につなげた。

#### 【事例3】事例なし

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・仙台市では、平成26年度に1名体制でスクールソーシャルワーカー活用事業を始め、26年度の対応件数は44件であった。29年度は5名体制で事業を実施し、対応件数は185件であった。
- ・相談件数のうちの約半数が不登校事例であり、全国的に見ても出現率が高い仙台市の不登校について、学校や関係諸機関と連携をしながらその対応に当たっている。
- ・事業実施担当課である教育相談課が市内全学校の巡回訪問を行っているが、スクールソーシャルワーカーも同行し、学校の困難ケースを積極的に拾い上げ、支援を行ってきている。
- ・事業開始4年を経過し、各学校においてもスクールソーシャルワーカーの役割やその有効性が広く認知されるようになったことで、年々相談件数が増加している。

#### （2）今後の課題

- ・優秀な人材の育成および確保。そのための研修の充実や雇用条件の見直し。
- ・市内の学校数（189校）、相談件数からみると配置拡充は必要だと考える。配置形態についても今後検討の必要あり。

# さいたま市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待、などの課題に対し、教育分野に関する知識並びに、福祉等の専門的な知識及び技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行い、健全な児童生徒の育成を図るため。

### （2）配置・採用計画上の工夫

○配置 市内6か所の教育相談室

○派遣 全ての市立学校へ定期的に派遣するとともに、学校からの要請に応じて派遣をしている

※定期訪問：小・中学校は月1日、市立高等・特別支援学校は学期に1日

### （3）配置人数・資格・勤務形態

○配置人数 20人

○資格 社会福祉士11人 精神保健福祉士5人 教員免許8人 ※重複あり

○勤務形態 週あたり5日、1日あたり5時間45分

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

○「さいたま市SSWガイドブック」を作成し、全ての市立学校へ配付している。

○教育相談室の指導主事や精神保健福祉士とともに全ての市立学校へ訪問し、各校の実態に応じたSSWの役割について、管理職と協議を行っている。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

SSW、SC、さわやか相談員、教育相談主任

### （2）研修回数（頻度）

連絡協議会（3回）、SSW合同事例検討会（2回）、実務に関する研修会（2回）

### （3）研修内容

○さいたま市の教育相談体制に関する講義

○SSWの役割や業務内容について

○自殺予防に関する講義

○子どもの理解に関する講義

○事例検討会

### （4）特に効果のあった研修内容

○困難事例対応研修

児童虐待などの困難事例への対応について、「サインズ・オブ・セーフティ」、「ソリューションフォーカストアプローチ」という専門的知識を学び、「サインズ・オブ・セーフティ」を用いて事例検討を行った。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置：教育委員会の精神保健福祉士（常勤職員）7名

○活用方法：教育相談室配置のため、全ての担当ケースにおいてSVを受けられる体制を整えている。

### （6）課題

○SSWに経験の差があり、研修内容も初心者と経験者と内容をわける必要がある。

○SSWの取り扱う内容が多岐にわたるため、広範囲の研修が必要であるが、サービスや日程確保など、限界がある。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】不登校のための活用事例（④不登校）

本人は中学生で、不登校。家庭の事情で過去に児童相談所に一時保護されたことがある。母は学校に対し不信感が強い。不登校の理由は、制服がないことや学校までの道順がわからないこと（母親からの情報）。学校の困りごとは、母にしか会えないことが続き、本人の安否確認が取れないこと。

S S Wが訪問支援を開始した当初は、母とも会えなかった。S S Wが手紙を通じて、母に対して受容的な関わりを継続したことで、次第に関係性を築くことができた。その結果、母を介して本人に会うことができ、S S Wが家庭と学校の間立って、制服の調達等を行った。その後、母子での登校を目指し、学校内の相談室に母子の顔つきをして安心感を作ったことで、本人も相談室に通うことができるようになった。卒業式には校長室にて卒業証書を受け取ることができ、高校に入学することができた。

#### 【事例2】性的な被害のための活用事例（②児童虐待 ⑦その他）

本人は小学生で、勉強の遅れがあり、忘れ物が多かった。両親の養育には、問題があった。兄から性的被害を受け、兄は児童相談所の一時保護となったが、保護解除となり、自宅で同居することになった。児童相談所が、兄と母に性加害プログラムを行っていた。S S Wは、学校で本人と面接をし、本人が安心して話をできるように信頼関係を築くとともに、家庭での安全確認をしたり、本人の性被害を受けた影響についての経過観察を行ったりした。さらに、S S Wが地域の主任児童委員と連携し、主任児童委員に家庭訪問を行ってもらい、家庭で本人と兄が二人きりにならないような見守りを行った。学期に1度、学校・児童相談所・主任児童委員でケース会議を開くことで、継続した関係機関連携のための体制を構築した。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成28年度よりスクールソーシャルワーカーを配置し、平成29年度には、スクールソーシャルワーカーの周知や、校内における教育相談体制の強化が進んだことで、学校だけでは対応が困難なケースに対し、スクールソーシャルワーカーが、学校と家庭、関係機関をつなぎ、関係機関と連携した支援を充実させることができた。

#### <支援実績>

	S S W配置人数	支援実件数	学校だけでは対応が難しいケースを関係機関と連携して支援した件数(実)	学校だけでは対応が難しいケースを関係機関と連携して支援した件数(延べ)
H28年度	20	1040	206	703
H29年度	20	990	345	1580

#### （2）今後の課題

- ・有資格者やS S W経験者等の人材確保
- ・S S Wの専門性の向上のための育成や研修
- ・S S Wの支援が多忙になることによる、勤務時間管理
- ・家庭問題を支援するS S Wをどのように保護者等の市民に周知するか
- ・学校及び、関係機関と連携を図るうえでの個人情報の取扱いについて

# 千葉市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うことにより、各学校における教育相談体制の充実を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

教育委員会（教育支援課2名、教育センター2名、養護教育センター2名）に配置することにより、担当指導主事、スーパーバイザー、スクールカウンセラー、関係機関との連携がスムーズに行える環境となっている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・社会福祉士 6名（うち3名は教員免許状、1名は精神保健福祉士あり）
- ・年間560時間勤務（週4日、1日4時間勤務を原則としている）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

活用指針を策定し、SSWには周知している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- 全スクールソーシャルワーカー

### （2）研修回数（頻度）

- 研修会：年3回
- 定例会：月1回程度
- 初任者研修：約2ヶ月

### （3）研修内容

- 研修会：活動方針及び計画について、教育関係機関の施設見学・事業説明、講話
- 定例会：事例検討、情報交換

### （4）特に効果のあった研修内容

- 教育関係機関の施設を訪問することで、より連携が取りやすくなった。
- 事例検討を行うことで、SSWの意見交流や対応等について共通認識が図れた。また、SVからスーパービジョンを受けることができた。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 統括スーパーバイザーを設置し、SC・SVを含めた組織的な相談体制をとっている
- 活用方法 定例会等におけるスーパービジョンの場と、ケース会議の前後に助言できる場を設定している。

### （6）課題

- 新人スクールソーシャルワーカーが増加することから、1～3年目の新人研修のあり方を検討しなければならない。
- スクールソーシャルワーカーに「チーム学校」の一員として、見識と力量を更に高めていく必要がある。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】家庭環境改善のための活用事例（②）

##### (1) 家庭環境及び本人・家族の状況

中学の双子姉妹と母親の3人家庭。アパートの廊下まであふれるほど、家のごみ屋敷状態になっており、流しや風呂が使用できない。姉妹はスポーツクラブに入会し、クラブで入浴しているが、食事に関しては母親が調理した食事を食べることがない。高校受験を控えているが、自宅では学習ができないため、公民館やコンビニエンスストアのイートインスペースを利用して学習している。

母親は精神疾患があるが、継続的な受診ができず、就労についても意欲があまりない。ゴミ屋敷について、気にはしているが、どうしていいかわからないと言って、具体的な行動がとれない。

##### (2) SSWの支援（ケース会議のもと、長期目標・短期目標・関係機関の役割分担を確認）

- ・姉妹の学習と生活の場所を見つけ、紹介できるようにする。
- ・母親の精神的な安定のため、継続的な受診ができるような手立てを検討する。
- ・ゴミ屋敷の解消のため、関係機関に働きかける。

##### (3) 経過

- ・自治体の学習支援事業を紹介し、姉妹で受けられるようになった。
- ・NPO法人の支援で、母親の医療機関の受診が行われるようになり、精神的に安定するようになった。
- ・生活支援サービスに依頼し、徐々にゴミを撤去し生活環境も改善された。

#### 【事例2】不登校状態改善のための活用事例（②④）

##### (1) 家庭環境及び本人・家族の状況

4人の子どもと母親の5人家族。4人の子ども全員が不登校状態で、母親が登校させようとする意欲が乏しい。家庭訪問等を繰り返し行ったが、ある時、突然市外の知人を頼って子どもを連れ出してしまったことで学校が生存確認をすることができず、連絡が取りづらくなった。

##### (2) SSWの支援（ケース会議のもと、長期目標・短期目標・関係機関の役割分担を確認）

- ・教頭と担任が家庭訪問する際にはSSWが同席して、子どもと母親に接触できるようにしてきた。
- ・ケース会議を開催し、関係機関である児童相談所、社会援護課、こども家庭課と情報共有し、子どもの生存確認ができるよう連携を図った。

##### (3) 経過

学校だけでなく関係諸機関からも、母親に対して生存確認が必要で、応じない場合には法的な手段等が必要であることを伝えたと、小学校で親子との面談が実現した。今後も関係諸機関との情報共有を続け、不登校状態が改善できるよう教育センター等に親子を繋げていく予定である。

#### 【事例3】性的な被害の活用事例

昨年度、活用事例はありません。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 昨年度102件の支援を行い、54件について「問題が解決」あるいは「支援中であるが好転」した。今年度は7月末日現在で57件の支援を行っている。
- 教育センター、養護教育センターに配置したことにより、両センターの相談事案にSSWの助言が可能となった。

#### (2) 今後の課題

- スクールソーシャルワーカーの増員に伴い、人材を確保すること。
- スクールソーシャルワーカーの資質向上と、解決困難な事案へのより良い対応と見極めを行うこと。
- 個人情報保護の観点から、関係機関との適切な情報共有のあり方を検討すること。

# 横浜市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

本市では、スクールソーシャルワーカー活用事業のねらいを「児童生徒への支援や課題の解決のため学校の組織的取り組みの中心的役割を担う児童支援・生徒指導専任教諭、特別支援教育コーディネーター等がスクールソーシャルワーカーと協働し、問題を抱える児童生徒を支援するとともに、その支援の過程で学校自らの問題解決力をつけていくこと」としている。

### （2）配置・採用計画上の工夫

小・中学校については、4つの方面学校教育事務所に配置。高校、特別支援学校については教育委員会事務局に配置。学校の要請に応じて、指導主事を含めた課題解決支援チームの一員として派遣している。

事業開始から行政区に各1名のスクールソーシャルワーカーの配置を目指し、平成27年度に配置を完了。次期は人材育成と体制強化を課題と捉え、平成28年度は人材育成や事業計画等を担当する統括スクールソーシャルワーカー1名を担当課に配置、さらに平成29年度は、統括スクールソーシャルワーカーを常勤化するとともに、チーフスクールソーシャルワーカー4名を方面学校教育事務所に配置した。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：23名 資格：社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事、教員免許、臨床心理士等

勤務形態：正規職員1名 非常勤嘱託員（特別職）：週30時間勤務（7.5時間×4日）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

本市の活用事業は児童支援・生徒指導専任との協働にある。そのあり方について、平成24年度に「スクールソーシャルワーカー活用の手引き」を作成し全校に配布。平成26年度に「スクールソーシャルワーカー活用リーフレット」を作成し全校と関係機関に配布。これらを基に平成31年度に向けガイドライン作成の準備を開始した。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

すべてのスクールソーシャルワーカー（SSWer）

### （2）研修回数（頻度）（3）研修内容

全体研修：年7回 機関連携、緊急対応、SSWer事業プログラム、児童福祉、発達心理等

新任研修：年10回 SSWer概論、支援の実際、学校・教員文化、校内分掌、発達心理等

### （4）特に効果のあった研修内容

児童福祉・発達心理（支援計画立案の根拠となるため、他領域からSSWerになったワーカーに有効）

SSWer事業プログラム（実践の振り返りができるため、全ワーカーに有効）

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置：有（大学教授3名、児童精神科医1名）

○活用方法：各方面で年1回のグループスーパービジョン（事例検討）を実施

全市で年2回のグループスーパービジョン（事例検討）を実施

### （6）課題

- ・ ソーシャルワークの知識や技術のレベルに応じた研修体制を構築しにくい。
- ・ 研修内容が実践に活かされていない。
- ・ 他機関を知るための研修が十分ではない。
- ・ 事業の十分な検証が行えていない。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】いじめへの対応をめぐる保護者と学校との関係修復を行った事例（③、⑦）

##### （1）ケース概要

クラスメイトから嫌がらせを受け、不登校となった小学3年生の児童。保護者が学校の対応に改善が見られないと不満を訴え、SSWerが相談を受けた。

##### （2）支援内容

- ・学校教育事務所内にてスクールソーシャルワーカー（SSWer）を交えて検討会議を実施。SSWerより、本児と保護者と学校が話し合い協働することにより、本児と保護者の心配事を軽減できる関係を構築するため、橋渡し役をSSWerが担うことを提案。SSWerは保護者と面談し、承諾のもと、学校には保護者の訴えや思いを丁寧に伝え、学校に不信感を持つ保護者には、学校の家庭訪問の目的や意向を丁寧に伝え、関係調整に努めた。

##### （3）支援後の経過

- ・学校と保護者との話し合いの場を設けることができ、本児にも分かるように、登校支援プランを具体的に説明しながら作成したところ、本児は翌日から登校するようになった。
- ・その後、母からは、「学校の配慮によりいじめの心配がなくなり、トラブルの際は教諭らが介入し、解決してくれている」との報告があった。また、母からは、本児の発達に関する相談があり、SSWerはスクールカウンセラーへの相談を勧め、学校には、母をスクールカウンセラーに繋ぐよう働きかけた。

#### 【事例2】問題行動（万引き）の背景にある課題を整理し、学校と関係機関との連携を促した事例（①、②、④）

##### （1）ケース概要

個別支援学級に在籍する万引きを繰り返す小5・女子児童（要支援児童）。母、不登校傾向の兄（中2）、祖父の4人世帯。母は精神科に通院中。家庭内はごみ屋敷の状態。母より「お金に困っている。」と訴えあり。本児の万引きについて、母は県警察少年サポートセンターに相談していたが、改善していない。学校は、兄の不登校に関しても保護者との連絡・協働の難しさを感じており、登校支援に行き詰っていた。

##### （2）支援内容

- ・校内カンファレンスを行い、児童と家庭の課題についてそれぞれ整理し、今後の対応を協議。
- ・要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議にSSWerも参加。学校、子ども家庭支援課、生活支援課、県警少年サポートセンター、児童相談所と共に本児の情報を共有し、課題を整理、今後の方針等を決定した。

##### （3）支援後の経過

- ・支援する中で、前年に祖母が他界したことで生活環境が変化し葬儀代返済により困窮していること、母が知的な課題を抱えていること等が判明。長期休み中に本児らを一時保護し、その間に生活環境が整えられた。
- ・母に寄り添う支援を継続したことで、本児の生活が安定。万引きや兄の不登校が徐々に改善されていった。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・学校がSSWerに直接相談できる電話相談窓口を開設。相談のおよそ半数を派遣に切り替え、より初期段階での支援につなぐことができた。また、新たに、児童や保護者が直接、SSWerに相談することができる電話相談窓口を開設し、72件の相談について解決に向けた支援を行った。
- ・チーフSSWerの配置によりSSWerの個々の資質に応じたOJTが可能となり、支援対象児童生徒数は、前年度比1.4倍増、開催したケース会議数は、前年度比1.6倍となった。
- ・スクールソーシャルワーカー派遣によって、75.8%の学校で課題の改善に向けた効果があった。

#### （2）今後の課題

- ・複雑多様化する児童生徒の課題に対応するため、配置形態と雇用条件の変更を検討
- ・体制拡大にあたり、専門的知識を有した人材の確保。

# 川崎市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ・不登校・暴力行為・児童虐待等、児童生徒の問題行動については、極めて憂慮すべき状況にある。こうした児童生徒の問題行動の背景には、児童生徒自身の心の問題とともに、家庭・友人関係・地域・学校等、児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡みあっていると考えられる。よって、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識を用いて様々な環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりして、児童生徒の支援を行うことにより課題解決を図ることを目的とする。

### （2）配置・採用計画上の工夫

各区役所におかれている教育委員会事務局学校教育部の、区・教育担当の一員として配置し、各区役所のケースワーカーらと連携の上、チームの一員としてそれぞれの専門性を活かし、総合的な子ども支援、学校支援に当たれるようにしている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：8人・資格：社会福祉士、精神保健福祉士、認定心理士、教員免許状
- ・勤務形態：4日/週、29時間/週、市非常勤嘱託職員

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

スクールソーシャルワーカーの役割や業務内容、連携可能な関係機関等を載せたマニュアルを作成（平成26年3月）し、スクールソーシャルワーカーに配布。それをベースとしながら、事例研修会や専門研修会において具体的な事例をもとにししながら、さらなる共通理解を図ったり、より活動しやすい体制等について話し合ったりしている。

学校に対しては、年度初めの校長会議で毎年周知している。加えて、活動内容を伝える教職員向けリーフレットをスクールソーシャルワーカーが研修の一環として作成（平成29年3月）し、全教職員に配布している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールソーシャルワーカー

### （2）研修回数（頻度）

年13回

### （3）研修内容

- ・大学教授より指導・助言を受ける専門研修
- ・実際のケースをもとにした事例研修
- ・スクールカウンセラー等との合同研修
- ・他機関が主催する研修や会議への参加による情報交換
- ・関係機関の視察 等

### （4）特に効果のあった研修内容

すべて

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置：なし

### （6）課題

8名のスクールソーシャルワーカーが各区役所に勤務し、常に顔を合わせているわけではなく、また、個々の経験が異なる上に解決すべき課題が区や学校の状況により様々であるため、8名全員が希望する研修を組むことが難しいこと。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】中学入学式以来、登校しなくなった生徒のための活用事例（④不登校）

小学校の時も登校が安定せず孤立しがちだった生徒。中学入学式以降、全く登校ができなくなった。保護者は学校の対応に不満を抱き、学校からの連絡に応じなくなった。スクールソーシャルワーカーが調整に入り、保護者・生徒と面談し、学校にニーズを代弁した。生徒の居場所と学習を確保するために、まずは学習支援団体につないで同行支援を行った。学校では関係する教職員と対応を検討し、放課後の学習支援が実現した。保護者と学校との関係も改善し、スクールソーシャルワーカーが介在せず連絡を取り合えるようになった。

#### 【事例2】家庭環境の調整が必要な児童のための活用事例（②児童虐待 ⑦その他（発達障害等に関する問題等））

保育園の時から多動の傾向がみられたひとり親家庭の児童。小学校の授業に集中できず、教室離脱や大声を出すなどを繰り返していた。家庭訪問で、保護者は本児の養育をほとんど祖父母に任せてきたこと、その祖父母が病気等の理由からあまり動けず養育が滞っていることがわかる。学校から保護者に連絡してスクールソーシャルワーカーとの面談を設定。その結果、保護にも困り感があることがわかり、医療的な相談ができるよう専門機関につないだ。あわせて、祖父母の状態についても保健福祉センターに連絡して見守りを依頼した。

「性的な被害」について活用した該当事例はなし

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

各区1名以上配置の体制を継続し、周知・啓発に力を入れることにより、スクールソーシャルワーカーの活用は年々充実している。平成29年度は前年度に比べ、学校からの派遣要請回数も支援対象児童生徒数も減少したが、これは、小学校における児童支援コーディネーターの全校専任化や中学校における支援教育コーディネーターの拡充等に伴い、支援を継続していた児童生徒がスクールソーシャルワーカーの手を離れたり、スクールソーシャルワーカーの派遣要請をせずとも校内支援体制が確立できたりするようになった結果であると考えている。一方、より難度の高い課題の解決が求められる中、支援内容のうち最も多くを占めている不登校については、問題が解決あるいは好転した割合が前年度に比べて10%以上高まっており、これは、課題解決に時間をかけて粘り強く取り組むことができた成果であると捉えている。

#### （2）今後の課題

関係教職員やスクールカウンセラー等との連携をいっそう強め、真に支援を要する児童生徒のさらなる掘り起こしを図るとともに、児童生徒の抱える課題がますます複雑化・困難化する中で、その解決に向けてスクールソーシャルワーカーの資質向上に努めていきたい。

# 相模原市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

家庭環境に起因すると考えられる長期欠席や問題行動等のケースに対して、学校や関係機関と連携・協働し、事態の改善に向けて、福祉的側面から働きかけや支援を行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

原則として南区に1名、中央区に3名、緑区に1名を地区担当とし、中学校区をもとに学校担当制とした。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

**配置** 青少年相談センター 5名                      **勤務形態** 週4回 7.5時間

**資格** 社会福祉士 3名      精神保健福祉士 3名      教員免許状 1名

幼稚園教諭資格 1名      資格を有していない 0名

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

「スクールソーシャルワーカー活用の手引き」を策定している。周知方法としては年度始めに学校担当指導主事が各校を訪問し、管理職及び担当教諭に説明している。また、イントラネットにおいて電子データで格納し、教職員なら誰でも閲覧できるようにしている。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールソーシャルワーカー 5名

### （2）研修回数（頻度）

ケースモニタリング 年間12回      不登校対応セミナー 年間3回

スクールソーシャルワーカー研修会 年間4回（1回は講演会 3回は事例検討会）

### （3）研修内容

①ケースモニタリング スクールソーシャルワーカー5名が継続受理しているすべてのケースをについて、現在の状況の確認及び、今後の方向性を検討する。

②事例検討会 東京学芸大学教授から現在の受理しているケースの中で、複雑な事例をあげ、それについてのスーパーバイズを受ける。

③不登校対応セミナー 青少年相談センターと中学校区の小中学校共催で実施。大学教授等の講義を学校区の教職員とともにスクールソーシャルワーカーが研修として受講する。

### （4）特に効果のあった研修内容

事例検討会は、現在継続して関わっているケースの中で、非常に複雑化しているケースについて、SSWや指導主事が参加して、今後の方向性等を検討した。そのような中で専門的な立場からの助言をいただくことで、今後の方向性が明確になった。

また、そのような中で、新たな視点のも気付くことができ、今後のケースに関わっていく上でも視野が広がった。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

（2）（3）で示した事例検討会としてのスーパーバイズのみ

### （6）課題

①各ケースが深刻化、複雑化していることから、各ケースの方向性や児童生徒のアセスメントなどの妥当性等について助言できるスーパーバイザーをより充実していくことが必要である。

②更なる資質向上が必要となってくる。そのための研修をより充実させていくことが必要である。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】不登校児童のための活用事例（④不登校、②児童虐待） 対象児童：小学校中学年（男）

両親の離婚をきっかけに他市から転入してきたが友だちと馴染めず欠席日数が増えていった。先生が迎えに行っても継続的な登校には繋がらなかった。学校担当の指導主事とSSWで学校へ話を聞きに行くと、市要对協部署がネグレクトケースで受理していることがわかった。SSWは市要对協部署の担当ワーカーと情報を共有し、家庭への支援は市要对協部署、SSWは学校と協働し本人の不登校へのアプローチをすることとした。

SSWと学校とのケース会議では本人の学校での居場所が見つからず、学習の遅れや不安定な家庭内の状況も不登校の要因になっていることを共有。SSWは民生委員への引き継ぎを視野に入れ定期的な送迎をし、スクールカウンセラーが相談室で本人の思いを聞きつつ、学校が個別授業で対応することとした。さらに保護者へ朝の準備と送り出しの部分を学校からお願いし、家庭にも役割を持ってもらうことになった。

定期的なSSWの訪問で、良い意味で保護者・本人が緊張感を持ち、朝の準備をして待つようになった。その後SSWから民生委員を紹介して民生委員とだけで登校出来るようになり次第に登校班で他の子と一緒に登校することが出来るようになった。また保護者との関係を築く中で学校から祖母に近所の野球チームをすすめると本人もそこをきっかけに友だちの輪が広がり登校への意欲に繋がった。

#### 【事例2】不登校児童のための活用事例（④不登校、②児童虐待） 対象児童：小学校中学年（男）

一昨年の両親の離婚で、母子が学区内のアパートに転居した頃より欠席がちになり本年度は全欠。担任の先生による家庭訪問でも母子に会えない。母への架電でも留守電になる状況もあった。

SSWが、校長と児童支援専任教諭・支援教育コーディネーターから状況説明を受ける。この時の学校の主の心配は、家のゴミ屋敷状態と偏った食生活であった。SSWは学校提出されている家庭環境調査票なども踏まえて、「学校の歯科検診で多数の虫歯があるのに治療の形跡が皆無等によるネグレクトの疑いがあること」「祖母経営の職場で就労している母と祖母の関係の影響が起因している可能性」等の状況を整理した。

学校は虐待通告をし、市要对協部署に繋がった。SSWは姉が所属している中学校教諭の出席を提案し、要保護児童対策協議会でのケース会議が開催され、小学校・市要对協部署・SSWの分担した母支援を開始。その結果、SSWの母面談が実現した。SSWは学校に母の代弁をし、母は本人登校の送迎をして登校再開となる。また、校内ケース会議を開き複数の先生による本人と母の支援体制を確認。SSWは母に就学援助申請を手伝い、このことによって本人の歯科通院にも繋がった。学校と母子との関係がスムーズになり、小学校は母の就労先の父方の祖母についても母子の支援者として協働できる関係の構築ができた。

#### 【事例3】「性的な被害」についての該当事例なし

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成29年度の新規相談受理件数は29件で、前年度からの継続件数59件を合わせ88件のケース数となった。校種別では、小学生が43件、中学生が45件で前年度に比べ継続受理ケースは6件増加した。これは、平成29年度より各区の相談室に配置したことで、学校と緊密に連絡を図ることができたものと思われる。支援状況としては、学校や家庭、関係諸機関への「訪問活動」や「校内ケース会議」「関係機関を交えたケース会議」への参加などの支援を実施した。また、「子どもの貧困」等にかかる教職員を対象にした研修を行った。

#### （2）今後の課題

- 現在は配置先を教育委員会（各相談室）におき、学校からの要請で動き出している（派遣方式）。このことのメリットもある一方、学校への周知が徹底しにくい、早期の段階で各ケースがつながりにくい等の課題もある。それぞれの方式の特徴と各学校の状況を見極め、より良い体制等を検討する必要がある。
- スクールソーシャルワーカーの役割、活動をさらに推進するためにも各関係機関との情報共有を図るなど連携の強化をしていく。

# 新潟市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

緊急度が高く、学校だけでは対応困難な生徒指導上の諸問題（いじめ、不登校、暴力行為、非行等）について、専門的な見地から児童生徒、保護者、学校等に具体的な支援や働き掛けを行う。特に、児童生徒や保護者の環境への働き掛けを行い、問題の解決、解消を図る。

### （2）配置計画上の工夫

- ・教育委員会学校支援課生徒指導班に配置する。
- ・学校の要請に応じて、学校及び児童生徒の家庭、関係機関に派遣する。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ① 配置人数 3人（新潟市教育委員会学校支援課生徒指導班に配置）
- ② 資格 社会福祉主事
- ③ 勤務形態 一日の勤務時間は6時間（10:00～17:00 昼休み1時間）。年間では1,404時間以内。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ① ビジョンの策定
  - ・成果指標：いじめ解消率100%、不登校発生率の減少
  - ・事業内容：情報交換会、問題行動が発生した場合の招集・協力、情報収集・緊急対応
- ② 周知方法

「新潟市教育ビジョン第3期実施計画」の基本施策2「(2)いじめ・不登校への対応」に、成果指標と施策を構成する事業の一つとして記載。新潟市教育ビジョンについては、各学校園に冊子として配付するとともに、新潟市のホームページ上でも公開する。また、校長会等において、実際にどのようなケースでSSWが関わっているか具体的に説明し、周知徹底を図る。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールソーシャルワーカー、新潟市教育委員会学校支援課指導主事、市立小中学校管理職・担当者

### （2）研修回数（頻度）

- ・新潟市教育委員会主催研修会への参加（ソーシャルワーク研修、ゲートキーパー研修、スクールカウンセラー研修）
- ・スクールソーシャルワーカー研修会（新潟県教育委員会主催）への参加（年3回）
- ・その他ソーシャルワークに関わる研修に参加（不定期）

### （3）研修内容

- ・児童生徒の自律性と社会性を育む生徒指導の在り方
- ・個別の事例についての検討及び情報交換

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・新潟市主催の研修会への参加により、市の進める生徒指導の方針や方向性、児童生徒の問題行動等の原因や背景、対応の在り方への理解を踏まえて事案に対応することができた。
- ・県主催の研修会に参加することにより、県や他市町村のSSWとの交流、情報交換等を行うことができた。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 有

○活用方法

- ・SSWが担当する事案についての報告、相談等をSVが受け、必要な指導や支援を行っている。

### （6）課題

- ・SSWの力量を高めるためのより効果的な研修の在り方について、検討・工夫していく必要がある。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】虐待、DV、母の精神疾患環境による不登校児対応の活用事例（②児童虐待）

##### （1）家庭環境及び本人・保護者の状況

- ・母、中3、中2で母の実家にDV避難。祖父母、母の兄家族と同居。父は自宅に一人暮らし。父から母へのDV、父から中1へ虐待（暴言、暴力）あり。母は実家の父親とも関係が悪く不安定。中3は不登校。中2は発達の問題を抱え、学校不応答を起こしていた。母は半年前に自宅にて自殺未遂。母の入院先の病院でCWを中心に福祉チームが立ち上がる。母の退院後、SSWに派遣依頼がある。

##### （2）支援内容

- ・避難先である母の実家の行政区が異なっていたため、その地区の児童相談所、児童福祉、保健師と、学校、児童福祉、保健師でチーム支援会議を行い、役割分担を決めた。
- ・母支援には、保健師とSSWで定期面談を実施するとともに、DVによる協議離婚を進める支援も行う。
- ・母と中3がよく争い、双方が不安定になったため、児童相談所が中3の一時保護や面談を行う。
- ・学校は中3の不登校解消のため、別室登校や学習支援などを行う。

##### （3）支援後の経過

- ・協議離婚が成立し、母はアパートを借りて中3、中2と新しい生活を始める。ケース移管会議を実施。母の体調も徐々に改善し、仕事（パート）に就くことができた。
- ・中3の不登校も解消し、受験をして志望校に合格した。中2も本児納得の上で医療機関を受診し、服薬を開始。学校、家庭での生活が向上し、誉められることが増えた。

#### 【事例2】不安定な家庭環境で育つ自殺願望のある不登校児対応の活用事例（④不登校）

##### （1）家庭環境及び本人・保護者の状況

- ・祖父母、姉、兄、本児（中3）の5人家族。父は、祖母との折り合いが悪く、社宅で一人暮らし。
- ・母は精神疾患があり、長期入院中。本児は対人関係のストレスで不登校となり、祖母からの指導的干渉や父の何気ない言葉に負担を感じ、自殺未遂を何度か起こしていた。

##### （2）支援内容

- ・父との面談を実施し、本児へのかかわりや家族の状況を確認する。父との面談の中から母が退院する予定であるとの情報を得たため、母の入院先にて退院前ケース会議を実施する。本児への影響を踏まえて、退院後の母へのサポートについて確認する。
- ・本児との面談を重ね、祖母とのかかわり方を確認。医療機関受診の必要性も説明する。
- ・祖父母は高齢で、福祉サービスの必要性を感じ、保健師や地域包括センターとの面談を実施する。また、地区内で連携して家族を見守っていくために、児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉とで定期的に関係者会議を実施する。

##### （3）支援後の経過

- ・本児は、祖母との接し方を変えたことでストレスが減少し、自殺願望が薄れたと話す。不登校状態は続いたが、高校進学を目標に面接練習に参加するなどして、志望校への進学が実現した。
- ・母は、様々な福祉サービスを活用しながら父と生活。退院後の状況は良好で安定している。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

##### ① 活用実績

- ・学校等への出動回数：H27 434回、H28 697回、H29 721回
- ・支援した児童生徒数：H27 59人、H28 91人、H29 99人

##### ② 成果

- ・不登校、いじめ、児童虐待、貧困等家庭環境の問題、発達障害にかかわる問題等、多岐にわたる事案に活用した。個々のケースが複雑化する中で、支援に必要な各機関との連携を積極的に図ることができた。
- ・学校からのすべての要請に対してSSWを派遣するのではなく、派遣の必要性や解決に向けた学校のビジョン等を十分検討した上で派遣することで、学校とSSWがそれぞれ対応すべきケースの峻別を図った。

#### （2）今後の課題

- ・「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」（平成28年4月作成）をもとに、SSWの役割を各学校に周知徹底し、適切な活用を促すこと。
- ・SSW派遣要請の増加に伴い、SSWの増員を行うこと。

# 静岡市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会福祉等の専門性を有するスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）を小・中学校に配置又は派遣し、福祉的な視点や手法を用いて、児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒に支援を行うとともに、学校の問題解決力向上を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・市内全12支部に拠点校を位置づけ、その拠点校にSSWを各1名配置。
- ・支部内の拠点校以外の学校には、各学校からの派遣要請を受けてSSWが訪問できるようにした。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数…12名（うち1名はスーパーバイザーを兼務）
- ・SSWの主な資格…社会福祉士や精神保健福祉士、またはそれに準じる資格を有し、実務経験のある者。
- ・勤務形態…拠点校の勤務は、週1回2時間（年間70時間）を基本とし、必要に応じて追加できるようにした。拠点校以外については、各支部に割り当てた時間の中で要請のあった学校に随時派遣するようにした。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- ・静岡市SSW活用事業実施要綱に基づき、実施計画書を作成した。実施計画書には、趣旨、事業の実施方法、いじめ防止等のための基本方針におけるSSWの役割、SSW配置計画などを盛り込んだ。
- ・生徒指導担当者会、スクールカウンセリング事業連絡会等で実施計画書を関係教職員に配付して説明し、教職員への啓発を図った。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・SSW12名、拠点校のコーディネーター担当教職員12名

### （2）研修回数（頻度）

- ・SSW連絡会議を年4回開催し、その中で研修の機会を設けた。
- ・静岡市教育センター主催の研修会の中でSSWに有益な研修講座を年2回選択し、SSWの悉皆研修とした。

### （3）研修内容

- ・SSW連絡会議では、SSWが日頃の活動内容を報告し、成果と課題を明確にするとともに、スーパーバイザーによりスーパーバイズをしてもらうようにした。
- ・静岡市教育センター主催の研修会に全員が年2回参加したほか、子ども家庭課主催の各種研修会に多くのSSWが自主参加した。

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・第2回SSW連絡会には、拠点校のコーディネーター担当教職員も出席した。4～7月の活動内容を振り返ることで、SSW活用事業の成果と課題を明確にすることができた。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・SVの設置…有 ○活用方法…上記（2）（3）参照

### （6）課題

- ・SSWの力量を高めるためのSVの在り方について検討する必要がある。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】施設経験のある支援級在籍生徒とその家族への包括的支援（①貧困対策、⑦その他（発達障害等））

中学生の長男、長女、小学生の次女と実母、継父の生活困窮家庭。長男、長女は愛着障害、家族の機能不全等により、幼少期より児童養護施設等での生活体験がある。次女は知的障害をもつ。三人とも支援級に在籍。長男は登校しぶり、長女は引きこもり。次女は学校生活が不安定。

6月より長男の学習支援と家族支援を始めるが、その1か月後に長男が自宅での生活を拒否し、一時保護。保護中にケガをし、緊急入院後、自宅へもどる。その後、児童相談所が支援を継続するが、硬直状態。11月より毎週SSWによる家庭訪問を開始。4回目の訪問時に本人より学校復帰の意向があり、12月より登校再開。

S S Wは長男の特異性を理解し、本人の代弁者となることで周囲との関係調整を行うとともに、家族それぞれがもつ問題の相談を受け、家族全体への支援を行った。また、対立しがちな学校、児童相談所と本家族との関係調整を行ったり、民間の社会資源（学習支援）を活用し、学校のプラットフォーム化の具現化を図ったりした。

S S Wがアウトリーチ型の支援を展開したことにより、本人・保護者との信頼関係を構築できた。その結果、本人・保護者と学校、関係機関との調整も進捗し、学校生活の安定化に向けた話し合いと体制作りができた。

#### 【事例2】本児の特性、父の特性など様々な要因で不登校となった児童ための活用事例（④不登校）

対人関係がうまく築けず、自分の気持ちを言葉で表すことが苦手な小学校高学年男児。新学年への進級前、祖母の財布から現金を盗ったことをきっかけに、本児は担任の信頼を失ったと考え、年度当初から登校渋りがちとなっていた。4月、本児は午前中のみ保健室登校できていた。年度当初、S S Wは家庭訪問し、両親から成育歴等を聴取した。しかし、休日に友人とのトラブルがあったことから、父は学校や友人との関わりを断とうと考えた。また、私立中への進学を視野に入れていた父は、本児の出席日数を気にし始めた。その後、本児は登校できつつあったが、本児が受験を拒否しているとして、父は卒業式までの欠席届を持参。一旦は承知していた巡回相談も拒否。そこで、学校職員は家庭訪問し、本児が今の小学校で勉強したいと考えていることを確認した。9月、本児の意思を尊重し、週1日ペースで別室登校継続。その後、修学旅行への参加可否の決断を迫られ、本児が不安になり、再び不登校。そこで、S S Wは本児を適応指導教室につなげ、病院で発達検査を実施。検査結果から本人に合った環境で過ごすことを勧められ、両親も理解を示し、特別支援学級への進学を希望。以降、適応指導教室には定期的に通い、不定期ではあるが小学校への登校も継続。

様々な立場の人が面談や訪問を通して父に本人の特性を伝えることで、父の考えに変化が生じた。また、本児の特性を大切に継続して関わったことで、医療につながり、特別支援学級への進学が決まった。

#### 【事例3】性的な被害があった児童への活用事例

小学校中学年女児。父母は離婚し、母方祖父・母（パーソナリティ障害）・本児で生活していた。母は精神不安定のため、入退院を繰り返していた。その後、帰宅の目途がついたが、過去に本児が母方祖父から性的な被害を受けていたこと、母自身も母方祖父から虐待を受けていたことから、病院より「母子の自立支援が必要」との助言を受け、母子生活支援施設に入所。入所後は母子での生活を基本としていたが、母は入所以前から複数の男性との交際があり、本児も母の交際男性と過ごすことが多かった。その際、本児は母・交際相手による口論や性的な行為を目撃していた。（母子生活支援施設の職員が本児に聴取したことで発覚。）その後、母の精神不安定と養育能力不足のため、本児は児童養護施設へ措置入所となった。

この間、S S Wは定期的に家庭訪問し、母から成育歴を聴取したり近況を把握したりした。S S W r から母子生活支援施設の職員へ家庭訪問の様子を情報提供し、母子生活支援施設での指導に反映させた。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・本事業に対する学校の周知が進み、年間の対応児童生徒数は前年度比 24%増の 1,098 名となった。平成 29 年度より拠点校方式を採用したことにより、特に拠点校以外の学校においては前年度比 233%増（平成 29 年度 827 名）となった。市内のほぼ全ての学校に S S W を派遣し、支援体制の拡大が図られている。
- ・昨年度の対応件数を問題項目ごとに見ていくと、人間関係が前年度比 285%、不登校が同 202%、心身の健康・保健が同 193%など、関係機関と連携することで好転が期待できる項目で高い伸びが見られた。

#### （2）今後の課題

- ・1 ケース当たりの対応時間が短くなりつつある。情報共有に時間がとられ、アセスメントやプランニングに時間をかけられないことがある。本事業について学校へ更なる周知を図るとともに、学校と S S W とで役割分担を明確にしたり、S S W が対応する時間配分に軽重をつけたりする工夫が求められている。

# 浜松市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校に福祉的視点（児童・生徒の問題を、個人と環境の不適合として捉える）を導入し、家庭や地域との連携促進、関係機関との協働体制の強化を図り、不登校やいじめ、問題行動の未然防止や早期

発見、早期解消を目指す。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ① 拠点校型SSWを、市内各区の1～2小学校に配置する。
- ② 学校からの要請により、教育委員会が実態を調査し、必要性が認められた場合、区内に配置されているSSWを派遣する（①以外の小・中学校が対象）。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ① 配置人数 : 11名
- ② 資格 : 社会福祉士 8名、精神保健福祉士 3名（他1名も、社会福祉士を取得予定）  
教員免許状 6名
- ③ 勤務形態 : 活動時間は原則1日6時間以内、午前9時から午後4時とする。  
ただし学校の実態や活動上の必要性等に合わせて変更可能とする。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

SSW活用事業のねらい・活動内容・組織体制等を記載した「SSW活用事業概要」を作成し、年度当初、教育委員会から各小・中学校に通知している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

SSW及び事業担当指導主事

### （2）研修回数（頻度）

原則月1回

### （3）研修内容

- ① 指導主事への活動報告及び情報共有を目的としたSSW連絡会の開催
- ② 対応が困難な事例の検討

### （4）特に効果のあった研修内容

市児童家庭支援センター長をアドバイザーに招いて行った、困難事例の検討会

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置：有

○活用方法

- ・教育委員会配置のSSWが、SVとして各区を担当するSSWに対する助言・指導を行う。
- ・困難事例のケース会議に同席する。

### （6）課題

より効果的なスーパーバイズのあり方の検討

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】家庭環境、発達の課題を抱える生徒支援のための活用事例

(① 貧困対策、③ いじめ、④ 不登校、⑦ その他(発達障害等に関する問題))

当該生徒は、中学校入学当初から遅刻、欠席が多く、学習の遅れも顕著であった。また、対人関係のスキルが不十分で、被害者としても加害者としてもいじめ事案に関わることがあった。学校から相談を受けたSSWは、生徒が朝食を食べてこないこと、衛生面に課題があることに注目し、社会福祉課との連携ケース会議を提案、家庭への働きかけを役割分担した。また、学習の遅れを補うと共に学校外でも信頼できる人との関わりを経験することを目的として、地域の学習支援団体につながり、同行支援を行った。SSWがコーディネーターとなり、学校と社会福祉課、学習支援団体が、本人と家庭環境の課題を共通理解した支援を継続したことにより、生徒の登校状況は改善し、学校行事にも積極的に参加できるようになった。

#### 【事例2】発達の課題が疑われる児童に対する虐待の早期対応のための活用事例

(② 児童虐待、⑦ その他(発達障害等に関する問題))

授業中の離席、学習の遅れ、友達とのトラブル等、学校における不適応行動が顕著な小学校低学年児童。保護者は宿題、持ち物等についてよく見てくれている一方、なかなか宿題に取り組めない本児に対し暴言暴力があるのではないかと懸念された。学校から相談を受けたSSWは保護者と面談、まず発達の課題の理解の必要性を説明し、医療機関の受診につなげた。受診の際、本児に傷があり、親からの受傷と話したため社会福祉課に通告。社会福祉課は本児の確認と保護者に対する警告を行った。以後、要保護児童対策地域協議会進行管理ケースとして、SSW、社会福祉課、学校が連携しながら、本児の適切な支援と虐待の再発防止を図っている。

#### 【事例3】「性的被害」についての活用事例

学校や家庭においてしばしば不調を訴え、頻回に医療機関受診をしていた中学生。不良行為を契機に学校から相談を受けたSSWは、保護者の了解を得たうえで医療機関、社会福祉課、学校の連携ケース会議を行うことを提案。会議においては、性的な被害の可能性も念頭に情報共有と役割分担を行った。支援を継続するなかで、近親者による性的な被害が強く疑われる事態となり、児相通告につながった。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ① SSWの活動の周知が進み、対応学校数が年々増加している。
  - ・派遣対応校数：25年度 57校→26年度 82校→27年度 106校→28年度 115校→29年度 121校
- ② 学校生活上の問題の背景に家庭環境や発達障害等に関する課題があるケースに対して、福祉の専門性を生かした支援を行うことにより、状況が改善する件数が増えている。
  - ・29年度にSSWが支援した件数 2175 件のうち、問題が解決・好転した件数 864 件
- ③ SSWとSCが互いの支援ケースの情報交換を行う、SSWが提案するケース会議にSCの参加を依頼する等の取り組みにより、それぞれの専門性を生かした役割分担が進んでいる。
- ④ SSWがコーディネーター役となり、関係機関や地域人材との連絡調整を積極的に行っている。
  - ・29年度の関係機関とのケース会議開催回数 184 回、連携した件数 699 件

#### (2) 今後の課題

- ① 問題の未然防止、早期発見と支援を図るために、全ての学校でSSWの活用が可能となる体制の検討や、事業拡大のための財源確保
- ② SSWの人材確保と育成、及び専門性の向上

# 名古屋市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校児童生徒の家庭に訪問し、生活習慣などの立て直しを図り、早期の学校復帰や社会復帰を目指す。  
（以下「訪問相談」とする）

### （2）配置・採用計画上の工夫

名古屋市教育センター（以下「当センター」とする）に置く生徒指導相談員をスクールソーシャルワーカーとして位置付けて活用。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

主任相談員1人、相談員13人の合計14人を配置。全ての相談員が教員免許状を有す。4週間を平均して1週間30時間とし、別に命ぜられた場合を除き、1日について午前9時から午後4時までの間で6時間とし、勤務時間の割り振りは所長が決める。（1人当たり年間勤務日数244日、時数1,464時間）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- ・ 名古屋市教育振興基本計画にて、活動方針等を策定し周知する。
- ・ 相談員が、年度初めと年度途中の年2回、全小中学校を訪問して周知を図る。
- ・ 申込書の裏面に、相談内容・対象・場所・時間・回数・申し込み方法・問い合わせ先を明記。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

主任相談員1人、相談員13人の合計14人。

### （2）研修回数（頻度）

- ・ スーパービジョン：1人当たり年間約25回実施
- ・ 事例検討会：2グループに分けて1グループあたり年間6回実施
- ・ 全体研修：年間15回実施

### （3）研修内容

- ・ スーパービジョンでは、臨床心理士あるいは社会福祉士から、相談者の心に寄り添ったきめ細やかな関わりを行うことができるように、担当する個々のケースについて、1人あたり年間約25回実施した。
- ・ 事例検討会では、指導主事1人・臨床心理士1人・スクールソーシャルワーカー7人のグループで1事例について検討した。提供者の報告に加え、参加者も提供された事例について「自分が担当するならどう対応するか」について発表し、意見交換を行った。
- ・ 全体研修では、指導主事や臨床心理士・社会福祉士が研修を担当し、業務内容、訪問相談の在り方、応答の基本、初回面接の進め方、社会福祉士の役割、関係機関の業務、特別支援教育の内容、教育相談・就学先決定のしくみ、進路指導のしくみ等について学んだ。

### （4）特に効果のあった研修内容

事例検討会で、初回面接の在り方を取り上げ相談の見立てをする上で必要な情報収集をどのように行うとよいか協議することができた。参加者が「自分だったらどうするか」という視点で協議することは、提供者や他の参加者から多くの意見を聞くことができ、今後の関わり方を考える上で有効だった。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置：有
- 活用方法：ケースについてのスーパーバイズ

### （6）課題

スクールソーシャルワーカーは教育面での関わり方には大変優れているが、福祉面における知識や手法は十分ではない。教育と福祉の両面から児童生徒が置かれている環境への効果的な働き掛けを進めていくために、社会福祉士、関係機関との連携をいかに密接なものにしていくかが、当面の課題である。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】不登校対応のための活用事例（④、⑦）

<対象> 小学校5年男子

<きっかけ> 小学校5年生の7月から不登校が始まった。本人は「勉強が嫌だ」「テストが嫌だ」と言っていた。母と本人は心療内科に通っており「学校に出向いたり、外へ行ったりすることがしんどいため家に来て相談できるのなら」と学校から訪問相談を紹介され、申し込むに至った。（平成29年10月）

<本人の状況> 週に1回担任が家庭訪問に来たときは玄関まで出てくる。担任が「今日何食べたの？」と尋ねると「忘れた」「分からない」と言う。分かっていることでもはっきりとしゃべらない。自分のことをしゃべることがない。9月に検査を受け、軽度発達障害と診断された。

<家庭の状況> 父・母・本人の3人家族

<相談の経過> 週に1回の訪問相談を継続して行った。母が精神的に不安定なため本人に対する不満を感情的にぶつけることがあった。母の困り具合と他機関との連絡状況について平成29年11月に、保健センターが中心となってケース会議を行った。小学校・保健センター・相談支援事業所・当センターなど関係機関が集まり、情報交換をしたり、今後の役割分担を明確にしたりした。当センターは、簡単に楽しめるゲームをきっかけに本人の気持ちに寄り添った訪問相談を継続して行っている。

#### 【事例2】不登校対応のための活用事例（④、⑤、⑦）

<対象> 中学校2年男子

<きっかけ> 本人は中学校入学から不登校が始まった。幼児期に広汎性発達障害と診断を受ける。小学校3年生まで療育センターに通い作業療法を受けていた。小学校3年生から通級指導教室に通っていた。小学校6年生頃から、友達との関わりがなくなり母に叱られると暴れるようになった。兄が訪問相談を活用していたため、母は本人も相談してもらいたいと思い、当センターの訪問相談を申し込むに至った。（平成28年7月）

<本人の状況> 本人はイライラした時、物に当たったり母に暴力を振るったりすることがある。兄も不登校状態で兄弟げんかをよくする。低学力で九九や漢字の習得が不十分である。両親に対して「テストの点が悪いのはおまえのせいだ」と暴言を吐き、室内を破壊したこともあった。小学校から友達によくからかわれており、いじめに発展する危険性があった。

<家庭の状況> 父、母、兄（高校1年生）、本人の4人

<相談の経過> 週に1回の訪問相談を継続的に行った。相談の中では、ペイブレードやウノなど本人がやりたい遊びを一緒に楽しんですることから始めた。担任の登校の誘いを受け、相談員と一緒に登校するようになった。担任を始め学校と情報交換を密に行い、登校した際には本人の得意な手品を教員に披露するなど、学校で教員と関わる場を設けた。週1回の登校から始め、徐々に登校できる日が増えていった。本人の状態について教員と共通理解を図り、授業に誘うタイミングや声掛けを意図的に行っていた。スクールソーシャルワーカーに自分の思いを伝え、どのように担任に話せばよいか相談することもあった。本人の思いを受け止め、人との関わり方を一緒に考えながら訪問相談を継続して行っている。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成29年度の学校復帰率 51.7%

#### （2）今後の課題

本市には、平成26年度から子ども応援委員会（スクールアドバイザー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールポリスからなる組織）が設置されている。平成28年度より、少しずつ連携を始めているが、子ども応援委員会のスクールソーシャルワーカーと、当センターのスクールソーシャルワーカーの役割分担や情報交換は、十分とは言えない。それぞれの特性や強みを生かして活用できるような連携の方法を考えていきたい。

# 名古屋市教育委員会 2

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

市では平成26年度から、いじめ、不登校を始めとする児童生徒が抱える問題への専門的な対応として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等4職種による「なごや子ども応援委員会」を設置している。その中で、スクールソーシャルワーカーに関しては、問題を抱える児童生徒が置かれている環境への働きかけ、福祉や行政など関係機関等とのネットワークの構築や連絡調整を主な目的としている。

### （2）配置・採用計画上の工夫

市内を11のブロックに分け、各ブロックの中学校1校を拠点としてチームを設置している。スクールソーシャルワーカーは1チームに1～2名を配置。拠点となる学校では常勤的活動を行いブロック内の小中学校では要請を受け派遣的に活動を行う。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数 18人
- 資格 社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許状 等
- 勤務形態 一般任期付職員（常勤）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- ・「なごや子ども応援委員会活用の手引き」を作成し、市内全幼小中高特別支援学校及び関係機関に配布した。
- ・なごや子ども応援委員会の事業内容や、活動内容について記載した広報チラシを作成し、市内小中学校全児童生徒に配布した。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールソーシャルワーカー18名

### （2）研修回数（頻度）

年15回程度

### （3）研修内容

- ・教育・学校文化理解に関するもの
- ・スクールソーシャルワーカーのスキルアップに関するもの
- ・福祉的支援制度・関係機関との連携に関するもの

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・スクールソーシャルワーカーのスキルアップに関するもの
- ・福祉的支援制度・関係機関との連携に関するもの

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 無（現在外部人材によるスーパーバイザー制度の導入を検討中）

### （6）課題

- ・外部人材によるスーパーバイザー制度の導入
- ・在籍年数に応じた研修プログラムの検討

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】不登校及び貧困対策のための活用事例（①、④）

経済的な困難さや家庭の不安定さを抱えて不登校となった中学1年生の生徒Aに対して、定期的な家庭訪問を通してS S Wが支援を実施したケース。

当該家庭は母子家庭で、3人の兄弟を含めて4人世帯。生活保護を受給しており、母親は就労しておらず、親戚との関係性の不和や家庭内でも兄弟全員が不登校であることから、母親は精神的に不安定となった。

学校からの依頼を受けて、S Cより母親との面談を提案したが、母親が抵抗感を示したため、間接的な支援となるようS CとS S Wがそれぞれの兄弟の登校支援を実施。登校支援と並行して家庭への支援に取り組むため、生活保護C Wとの家庭状況の共有をはじめとし、福祉的な課題に対する検討を重ねた。また、社会福祉事務所職員と共に家庭訪問を実施し、母親支援のための役割分担をし、母子別々で支援にあたった。

こうした支援経過を学校へ報告。担任だけでなく学校全体での情報共有ができるよう配慮し、当該家庭の支援に携わる機関を集めた連携ケース会議を実施し、情報共有をはじめとした当該家庭の共同アセスメント、支援方針検討や役割分担を進め、効果的な支援を家庭に入れることができるよう学校と協働して進めた。

その結果、学校だけでなくチームや関係機関と関わりを持つことができるようになり、徐々に外出する機会も増え、不登校状態改善の兆しが見られた。現在も継続した支援を行っている。

#### 【事例2】児童虐待及び貧困対策のための活用事例（①、②、⑦）

学校で、不適応行動を繰り返す小学5年の児童Bについて、非常勤S Cが面談したところ、児童虐待が疑われる発言があり、学校からチームに相談があったケース。

チーム内のS Cが非常勤S Cと連絡を取り、状況を把握したところ、家庭の経済的な困窮があるようだとの情報があつた。学校が児相に児童虐待の通告をするとともに、S S Wからは社会福祉事務所に連絡をとり、経済面での支援が必要な家庭ではないか、と情報提供したところ、翌週、社会福祉事務所に母から経済面での相談があり、事前情報があつたため、スムーズに生活保護を受給できることとなった。

結果、経済面での困り感がなくなったこともあり、児童への母の虐待は改善し、学校生活でも問題行動が軽減した。

#### 【事例3】性的な被害についての活用事例

義父から拒否をすれば殴ると脅され、体に触れられたと訴える中学2年の生徒Cの対応について、学校から相談があつたケース。

児童相談所へ通告を提案し即日通告となった。翌日、児相、学校、S S W等も入って対応会議を行い、児童の安全な生活を支援する方針が決定。S S Wが学校と情報共有をしながら、状況の把握や児相との連絡調整を行った。その後、児相での保護者の面談が始まったが、このことから義父が精神的に崩れ、母親は義父のサポートをすることに。生徒は再び、学校で不安定な様子を見せるようになり、担任や養護教諭に不満や不安を訴えるようになったため、再度対応会議を実施し、児童自身への支援方法を検討した。

その結果、児相での生徒への支援も始まり、学校生活も落ち着いて過ごせるようになった。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

相談等対応件数は、なごや子ども応援委員会全体で、延べ16,581件、対象となった児童生徒数は実数で3,113人であった。

そのうち、スクールソーシャルワーカーとしては、延べ5,454件、対象となった児童生徒数は実数で686人であった。主な支援内容は不登校の生徒や保護者への対応、家庭環境や親子関係に問題のあるケースへの対応などであった。

#### （2）今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーの具体的な活動や対応について引き続き広く周知していく必要がある。
- ・学校内で専門職として様々なケースに適確に対応し、有効に機能するため、個人及びスクールカウンセラーを含めたチームとして更なる技量の向上が必要である。

# 京都市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し教育相談体制を整備する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

拠点校（小学校）の属する中学校区全体を担当し、拠点校を中心に巡回又はニーズに応じた支援を行う。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：31名（スーパーバイザー3名を含む）
- ・資格：社会福祉士，精神保健福祉士，臨床心理士のいずれかの資格を有する。
- ・勤務形態：非常勤嘱託職員（週1日8時間×年間35週＝合計280時間を基本とする。）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

事業実施要項やガイドラインで指針を示し、4月当初のスクールソーシャルワーカー事業説明会で周知している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールソーシャルワーカー及びスーパーバイザー

### （2）研修回数（頻度）

月1回

### （3）研修内容

毎回担当者とテーマを決め、各自が関わった事例をもとに、子どもたちの抱えるあらゆる課題への対応策等を議論・検討し、個々人のスキルアップを図っている。

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・警察や児童相談所の機能について
- ・関係機関との連携について
- ・性的マイノリティについて
- ・外国にルーツのある人への支援について

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・SVの設置：3名
- ・活用方法

配置校への巡回等により、スクールソーシャルワーカーへの指導助言や教職員への助言を行う。

### （6）課題

京都市スクールソーシャルワーカーは他の職も兼務しており、全員参加できる日を設定することが難しい。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】引きこもりがちな不登校生徒の支援を行った活用事例（④不登校）

小学校の時から不登校で自宅に引きこもりがちであった中学校男子生徒。スクールソーシャルワーカーを中心にアセスメントを行い、保護者の精神的な不安定さが大きな要因ではないかとの見立てを立てた。その後、要保護児童対策地域協議会の案件とし、児童相談所や保健センターなどと連携のもと、対策について検討を行った。その結果、生徒本人を一時保護するとともに、保護者を精神科医療につなげることができた。

#### 【事例2】不適切な養育環境に置かれた児童の支援を行った活用事例（②児童虐待）

当該児童は不衛生な身なりであり、家も片付いていない様子であった。学校は保護者との話し合いを持とうとしたが、保護者から拒否的な態度を示され、うまくいかなかった。そこで、スクールソーシャルワーカーの呼掛けにより、要保護児童対策地域協議会のケース会議を開くこととなった。そこでの見立てを踏まえ、関係機関が保護者にアプローチしたところ、保護者が徐々に自分の気持ちを打ち明けるようになり、学校との関係も改善された。その後、家庭環境や当該児童の行動も落ち着いてきた。

#### 【事例3】家庭内での性被害を受けた児童の一時保護につなげた活用事例（②児童虐待）

女子児童がスクールカウンセラーとの面接の中で、義理の父から性的な誘いを受けていることを打ち明けた。すぐにスクールカウンセラーはスクールソーシャルワーカーや学校管理職に報告し、スクールソーシャルワーカーは児童相談所に通告した。その後、スクールソーシャルワーカーは、当該児童を帰宅させないよう学校管理職に助言するとともに、学校で把握している情報を集約し、必要な事柄を児童相談所に伝えることで、素早い一時保護につなげた。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

スクールソーシャルワーカーが参画する校内ケース会議を開くことで、教職員の役割分担が明確化するとともに、校内での連携が深まり、児童・生徒への支援体制の強化へと繋がっている。また、児童相談所等、他機関との日常的な連携が強化され、児童生徒を支援するネットワーク構築が進んでいる。

#### （2）今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーとしてのより高い専門性の確保
- ・配置拡充のための人材確保

# 大阪市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

- (1) **スクールソーシャルワーカー配置の主な目的**  
子どもたちが置かれている環境への働きかけや、関係機関とのネットワークを活用するなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図る。また、校園長及び教職員と協働することにより、教職員のスキルアップを図るとともに、校園内チーム体制の構築を支援する。
- (2) **配置・採用計画上の工夫**  
スクールソーシャルワーカーが区との連携を深め、各校園への支援を柔軟に行うことができるよう、それぞれが2～3区を担当し、担当区内の校園からの要請に応じて派遣を行った。派遣中心の活用であるが、派遣要請のない日は、それぞれの拠点校（中学校）で、校区小学校とも連携し支援を行った。
- (3) **配置人数・資格・勤務形態**
  - ・スクールソーシャルワーカー 11名（うちスーパーバイザー1名）  
（社会福祉士の資格を有する者10名。精神保健福祉士の資格を有する者1名、うち教員免許状も有する者4名）
  - ・週3日、1日6時間の勤務（年間120日）
- (4) **「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について**
  - ・教育委員会事務局における運営方針に、具体的取組および業績目標を記載し、ホームページ上に公表。
  - ・「スクールソーシャルワーカー活用の手引」を全校園に配付。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

- (1) **研修対象**
  - ・スクールソーシャルワーカー 10名
- (2) **研修回数（頻度）**
  - ・毎月1回
- (3) **研修内容**
  - ・毎月開催している連絡会において、事例検討や情報交換等を行い、スーパーバイザーからのスーパーバイズを通してスクールソーシャルワーカーのスキルアップを図り、エンパワメントしている。
  - ・日常の活動の中で、必要があればすぐに個別のスーパーバイズを受けることができる体制を整え、共通理解が必要と思われる知識や視点については、連絡会の際にスーパーバイザーからの講義や資料配付を通じて全体で共有している。
- (4) **特に効果のあった研修内容**
  - ・さまざまな事案に対するスーパーバイザーからのスーパーバイズ。
- (5) **スーパーバイザーの設置の有無と活用方法**
  - SVの設置
    - ・設置している。
  - 活用方法
    - ・必要に応じて、スクールソーシャルワーカーとともに学校を訪問したり、ケース会議へ出席したりする。
    - ・連絡会における、スクールソーシャルワーカーへのスーパーバイズ。
- (6) **課題**
  - ・スクールソーシャルワーカーのスキルアップ研修や各校園のスクールソーシャルワーカー活用事業に関する詳しい周知。
  - ・スーパーバイザーの育成と人材確保。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】不登校生徒に対しての正しい見立てを行い、進学に向けての活用事例

#### （②児童虐待、④不登校、⑦その他（自閉症スペクトラム））

中学3年男子、両親離婚、父と同居、母は妹と同居  
父は当該生徒について、障がいを受け入れたくないと思っているため特別支援学級の在籍にはなっていない。当該生徒は、こだわりがきつく興奮すると行動が抑えられないところがある。学校での別室指導に当該生徒が納得していないことから不登校となった。一方、人懐っこいところがあり、校外で友達や教員とあった時は、喜ぶ場面が見られた。父は、当該生徒の特性を理解できず、言うことを聞かないので家から閉め出すことも度々あり、そのため当該生徒は深夜徘徊でこども相談センター（児童相談所）に一時保護される経緯もある。父がこのままだと暴力をふるってしまうとのことで、こども相談センターへ直接連絡することもあった。こうした状況から当該校よりスクールソーシャルワーカーの派遣依頼があった。スクールソーシャルワーカーが学校訪問し、詳しい聞き取りを行う中、当該校の見立てが一方的な視点であることを感じた。そこで、一つ一つ事案の整理を行い、当該校には当該生徒が登校した時に挑発的な態度に乗らずに、「登校したことを楽しかった」と思える体験の積み重ねが必要であることを促した。親との連絡が取りにくい件では、家庭児童相談員やこども相談センターの支援を求めることを検討。スクールソーシャルワーカーの提案により関係機関とのケース会議をその後行った。結果、役割分担を明確にし、関係機関を含め情報共有を円滑に進めることができた。さらに、当該生徒の進学についても伯母から経済的に支援してもらえることになり、高校に行きたいという希望を具体的にイメージできるようになった。学校と当該生徒の関係回復は困難であったが、こども相談センターや行政区の福祉担当の職員には、自分の気持ちが話せるまでになり、継続的に関係を保ちながら進路を一緒に考えていけるようになった。

## 【事例2】家庭環境による不登校児童対応の活用事例

(①貧困対策(家庭環境の問題)、④不登校、⑦その他(発達障害等に関する問題))

中学2年女子、母親、姉2人の4人家族

長姉が高校卒業と同時に一人暮らしを始めたため3人家族となる。生活保護受給世帯で、母親はうつ病を患い通院中。家事援助のヘルパーが長年支援している。当該生徒は発達障がい診断を受け、場面緘黙も見られる。母は体調を崩し、精神的に不安定になったことで家庭環境が次第に悪化し、当該生徒は不登校気味になった。そこで、スクールソーシャルワーカーの派遣により、学校と行政区の福祉担当が潤滑に連携を図るため、ケース会議を定期的に開くことになった。スクールカウンセラーには、母と積極的に関わりを持ってもらうことにより一定の関係性を築くことができた。また、母が当該生徒を支援してくれる人材を希望していることからスクールソーシャルワーカーが1週間に1回のペースで家庭訪問し、当該生徒と関係を築くようにした。家庭訪問を継続する中で、場面緘黙の当該生徒は次第にスクールソーシャルワーカーと会話ができるようになった。春休みには母子で来校してもらい担任、スクールソーシャルワーカー、母子で懇談を実施することができた。その後、母を区役所にもつなげ、精神的に少し安定してきたことにより、担任とも頻りに連絡し合えるようになった。当該生徒が登校できるまでには至っていないが、今後も継続的に関わりを持ち、見守ることとなった。

## 【事例3】性的な被害についての活用事例(①貧困対策 ④不登校 ⑦その他(心身の健康))

中学3年女子、母子家庭

出会い系サイトで出会った男性に性的なかかわりを強要された。その3か月後、夜遅くに酒場でも体を触られるなどの被害にあった。そのことが、校内で噂になり不登校になってしまった。当該生徒はお金目的で男性に性的な関わりを提供したと噂されていることが本意ではなく被害意識を持っている。そこで、校内ケース会議を行い、まずは当該生徒が安心して学校で過ごせる環境づくりをすることから始めるようスクールソーシャルワーカーが提案した。また、当該生徒は、性的な被害がきっかけで、男性教諭を拒否。そのため、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・養護教諭でケア体制を作った。スクールソーシャルワーカーが当該生徒母へアプローチする中で、面談できる良好な関係を築き、母の気持ちを聞き出す役割を担った。母とともに当該生徒との継続的な面談を続けた結果、ようやく他の生徒と会わないことが条件で、別室登校できるようになった。毎日登校できるまでには至らなかったが、担任からの連絡や提出書類などについて対応できるようになった。当該生徒が登校した際には、どの教員が対応するのかを明確にし、チーム学校として校内体制の充実を図ることができるようになった。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・各校園の教職員と協働したチーム体制づくりを推進し、スクールソーシャルワーカーが支援を行った校園では、組織的対応の強化につながっている。
- ・支援対象になった児童生徒数はのべ2628人で、前年度と比較すると544件増加していることで積極的なスクールソーシャルワーカーの活用が進められている。
- ・本市では行政区の事業として7区・7名(区1名配置)のスクールソーシャルワーカーが配置されている。スクールソーシャルワーカーが区内に配置されていることから、課題校に対してより迅速かつ柔軟な対応ができるよう定期的な巡回訪問や要請があれば随時派遣訪問も行っている。

### (2) 今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーの活用について、今後もより積極的に有効な活用を図る。特に、各課題に対して早い段階での児童生徒支援や保護者支援、関係諸機関との連携等、組織的対応体制の確立のために、各学校園へ周知徹底し、派遣を積極的に進めていく必要がある。
- ・平成29年度より、10名のスクールソーシャルワーカーを拠点校に配置することができたが、今後も多岐にわたる支援要請に応える人材の育成と、スクールソーシャルワーカーの増員に向けて、人材の確保が課題である。
- ・スクールソーシャルワーカーの人数に対して、学校園からの依頼が多数あるため、派遣に日数を要する場合がある。
- ・区事業のスクールソーシャルワーカーにも課題対応スキルの向上に向けて、定期的にスーパーバイズを行ってきた。今後も様々な事案に対して的確に対応していくために、常にその資質・能力の向上を目指す必要がある。そのため、毎月の連絡会において計画的な研修会等の実施が必要である。

# 堺市教育委員会

## 【1】 スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校園だけでは対応が困難な、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて児童生徒の置かれた様々な環境（家庭環境等）に働きかけて支援を行い、課題の解決を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

#### ①配置計画

- ・2名を「チーフ（派遣型）」として活用（要請に応じて学校に派遣）
- ・6名を「区担当（拠点型）」として6小中学校、区役所に配置（要請に応じて拠点校以外にも派遣）

#### ②採用計画 面接による選考を行っている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

#### ①配置人数 8名

#### ②資格（重複あり）

- |                     |    |
|---------------------|----|
| ①社会福祉士              | 5人 |
| ②精神保健福祉士            | 4人 |
| ③その他社会福祉に関する資格      | 1人 |
| ④教員免許               | 1人 |
| ⑤心理に関する資格           | 1人 |
| ⑥その他SSWの職務に関する技能の資格 | 1人 |

#### ③勤務形態 年間活動回数は、区担当1名につき280回、チーフ1名につき140回とし、1回の活動時間は概ね3時間。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

平成20年度文部科学省委託事業として「スクールソーシャルワーカー活用事業」がスタートし、平成21年度の委託事業廃止に伴い、補助金交付による「学校・家庭・地域連携協力推進事業」として実施している。

スクールソーシャルワーカーの活動内容は、課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築・連携・調整、学校内におけるチーム体制の構築・支援、保護者・教職員等に対する支援・相談・情報提供、教職員等への研修活動としている。

周知については、各学校園にSSW活用に関する通知および事業説明を行っている。

## 【2】 スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

経験年数の少ないSSW対象

### （2）研修回数（頻度）

月1回の連絡協議会におけるスーパーバイズ

### （3）研修内容

エコマップの書き方及び実例をもとにしたケースへの意見交換

### （4）特に効果のあった研修内容

エコマップやケースの時系列整理の方法、ケース会議への同席及びスーパーバイズ

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有（1名）

#### ○活用方法

- ・SSWの周知を図るための講習講師（講習対象：学校園関係者、関係機関関係者）
- ・月1回のSSW連絡会議でのスーパーバイズ（全SSW、教育委員会担当者参加）
- ・月1回のSSWチーフ会議でのスーパーバイズ（SV、チーフSSW、教育委員会担当者参加）

### （6）課題

- ・各SSWの多忙（他の自治体と兼務）により、研修や連絡会の日程調整が困難である。
- ・各SSWが抱えているケースの詳細について共通理解を図る場を取りにくい。

## 【2】 スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】不登校改善のための活用事例（④不登校）

- 4月下旬、管理職より教育委員会が相談を受け、家庭への支援が必要だと判断したため、SSWを派遣した。
- 5月上旬～中旬
  - ・情報収集のため学校に出向き、管理職、生徒指導担当教員、担任、通級指導担当教員など関係教員よりくわしい状況の聞き取りを実施した。
  - ・母親と祖母に面談をおこない、子どもに対する悩みや思いを聞いた。
- 5月下旬、管理職、生徒指導担当教員、担任、特別支援教育コーディネーター、通級指導担当教員と第1回ケース会議を実施し、アセスメントの共有と校内の支援体制の見直しを行った。
- 子どもが通っている病院と連携し、支援に生かすための情報を聞いた。  
また、利用している放課後等デイサービスの施設とも連携するため、放課後等デイサービスの施設を訪問した。デイでの困りごとや学校との対応のすり合わせなど情報共有をした。
- 6月下旬、管理職、生徒指導担当教員、担任、特別支援教育コーディネーター、通級指導担当教員と第2回ケース会議を実施し、連携を踏まえて学習の困難さや生活上の困難に対する対応を検討した。

#### （効果）

- 保護者や子どもの思いを意識した機関連携と支援で課題が改善した。
- 学校、病院、放課後デイ（放課後デイサービス）など、これまで家庭と個別に関わっていた関係機関の間に入ることで、情報共有がスムーズになり横の連携がとれた。これにより、学校の子どもアセスメントがしっかりとでき、本人たちに合った学習や声掛け、対応をすることができた。
- SSWと学校がチームを組んで、疲弊し困り感を持っていた保護者の思いに寄り添い、関係機関とつながることで、保護者の孤立感が減った。これにより、学校も関係機関と協力して子どもたちや保護者を見てくれているという思いへ変化が起こった。
- 欠席や登校しぶりが家庭の押し出しの弱さと捉えられていたり、勉強がわからないことが本人たちの怠けであると思われていたりしたが、ケース会議でアセスメントがしっかりできたことで、本人たちが抱える発達課題にスポットが当たり、それぞれが困っていた部分への対応を意識しておこなうことができた。

### 【事例2】児童虐待、不登校の改善のための活用事例（②児童虐待、④不登校）

- 担任が家庭訪問したところ、父親からアルコールの臭いがする、本児の衣服が汚れている、家の中が乱雑であるといった状況が把握され、本児の家庭生活が心配であるとSSWに相談した。
- 担任から相談を受け、情報を整理し、学校の対応を検討する場が必要であると判断した。管理職や学年の教員、関係教員が集まって、早急にケース会議の準備をすすめた。
- 10月、管理職、担任、学年の教員、養護教諭が、第1回ケース会議を実施し、現在の状況を共有し、今後の支援について検討した。
- 虐待通告に向けて、家庭児童相談員と事前に相談し、通告前、通告後のプロセスを確認した。家庭児童相談室と学校がスムーズに連携できるよう準備した。
- 家庭児童相談員と密に連携し、本人の思いや生活の状況、祖母の関わりなどを伝えた。父親の入院後は、保健センターのPSW（精神保健福祉相談員）ともつながり、本児のことも検討してもらえるよう働きかけた。併せて、本児の関わりや支援についても精神保健の面から助言をもらい、学校と支援を検討、実施した。
- 学校、SSW、家庭児童相談員、子ども相談所、病院、保健センターのPSW、生活保護ケースワーカーを、第2回ケース会議を実施し、今後の生活に必要な支援を検討した。
- 聞き取りの内容を学年の教員と検討する。それを祖母や関係機関に伝えた。

#### （効果）

- ・祖母がキーパーソンであると着目し、祖母を支援することで、父親や本児の生活が改善された。
- ・本児の欠席から、発信のないSOSをキャッチし、背景にある生活問題の解決に向けSSWにつなぐ体制ができた。
- ・拠点校のメリットを生かし、早期にSSWが対応できたことで、アセスメントに基づいたプランの実行が叶った。
- ・学校と他機関のチーム対応を促進した。
- ・学校と関係機関が本児の思いや希望を大切に、家庭全体の支援を検討することができた。
- ・本児が少しずつ自分の思いを話すようになり、自分の気持ちに目を向けられるようになった。

### 【事例3】〇〇〇〇のための活用事例

現在、事例として報告できるケースはありません。

## 【4】 成果と今後の課題

### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成29年度継続支援対象児童生徒の抱える問題の支援状況805件のうち、「問題が解消・改善した」ケースは、437件で54%となっている。平成28年度と比較すると、全体の解消・改善率は上昇している。

### （2）今後の課題

- ・本市の長期欠席者割合は小中学校とも全国平均を上回って推移しており、SSWに対するニーズは高まっている。しかし、SSWの活動回数が限られているため、迅速に対応することが困難な場合がある。
- ・SSWの人材確保と資質向上

# 神戸市教育委員会

## 【1】 スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

このため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉などの専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカー（以下、SSWという）を活用し、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの課題を抱えた児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関などとのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図る。

### (2) 配置・採用計画上の工夫

- 市内全9区を6ブロックに分け、拠点小学校にSSWを配置し、以下の場合SSWを派遣
  - ・学校園・関係機関等より派遣要請を受け、教育委員会が必要と判断した場合
  - ・事案の発生や情報交換等により、教育委員会が派遣必要と判断した場合
- 事務局配置のSSWスーパーバイザーについては、主にSSWの支援や関係機関との調整

### (3) 配置人数・資格・勤務形態

- ①SSWスーパーバイザー
  - 配置人数：1名 ○資格：社会福祉士 ○勤務形態：1日6h・週5日
- ②拠点小学校配置SSW
  - 配置人数：6名 ○資格：社会福祉士6名、精神保健福祉士1名、教員免許状2名
  - 勤務形態：1日7h・週5日

### (4) 「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- スクールソーシャルワーカー派遣要項を定め、年度当初、市立学校園に派遣要項を発出するとともに校長会に出席等により紹介の機会を設け周知
- 生徒指導に係る研修会及び連絡協議会等に出席することで情報共有や相談対応できる機会の設置

## 【2】 スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

SSW

### (2) 研修回数（頻度）

週1回木曜日を研修日に設定し、指導主事、SSWスーパーバイザーとに研修

### (3) 研修内容

- 生徒指導に係る当係の対応や事業内容について情報共有
- SSWが対応した事案について支援方法等についての意見交換
- 代表して参加した研修会の内容について、全SSWにて共有
- 生徒指導に係る当係が担当する研修会への参加

### (4) 特に効果のあった研修内容

- 事務局指導主事、関係機関との情報の交換
- SSWスーパーバイザーからの関係機関との連携方法についての助言

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置：あり
- 活用方法：①拠点小学校配置SSWへ助言や指導 ②児童相談所、区役所こども家庭支援室等関係機関との連絡調整 ③緊急対応が必要な場合の学校支援

### (6) 課題

- 貧困家庭の子供たち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう他の関係機関等と連携しながら研修できる体制を整える。
- 人権にかかる課題等にも対応できるよう最新の法や国の動きを把握する内容の研修
- 関係機関及び本市の施策を踏まえた支援の創造にかかる研修

## 【3】 スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】 経済的困窮からの脱却、新生活を支えるため関係機関と連携した支援をするための活用事例（①貧困対策）

#### 【世帯状況】

実母、A（小6女）、母方祖母、叔母の4人世帯。実父とは離別。義父とは交流あり。

#### 【概要】

Aは6年生の2学期に、母の2度目の離婚を機に他市から転入。児童扶養手当等諸手続きはできていなかった。転入早々から諸費の滞納が始まり、児童扶養手当受給のため、祖母と離れ母が世帯主となり転居したことで蓄えを使い果たした。母の職場は転入前と同じであるため、居所から遠方である。そのため、校区外にある祖母宅での生活が多かった。

#### 【経過】

- ①学校からの相談
  - 3学期、諸費集金の未納について、SSWが当該小学校から相談を受けた。
- ②各機関への相談、連携
  - 3月上旬、社会福祉協議会へ貸付制度の初回打診  
保護者と初回面接により貸付制度では対応困難と判断され、生活保護申請の提案があり、申請意思の確認を行う。未納分については保護受給決定後、3か月以内に完納すると誓約書締結した。
  - 生活保護申請  
3月中旬、生活保護申請の相談に社会福祉協議会及びSSWも同席。転居先は母自らが選定したのもで、契約も済まされていたが、生活の実態がないため、すぐの申請とはならなかった。申請に向けて生活できるような環境づくり（リサイクル家電の準備、搬入等）や就労相談窓口へ繋ぐ前段階での就労意思確認等社会福祉協議会と連携して行った。
  - 3月中旬、保護者と面接（2回目）  
社会福祉協議会も同席し意思確認。
- ③公的支援
  - 3月中旬、生活環境が整い、生活保護申請が受理された。
  - 所持金がなく、生活保護の決定まで週単位で生活費を前借りする生活が始まった。これにより卒業式で着用す

る衣装を準備することができた。中学校入学に向けた学用品の一部は購入できるが、中学校の制服は購入できていないことを確認。

④中学校との連携

- 3月中旬、進学先の中学校（校区外）へ家庭状況の報告及び制服のリユース準備について依頼。
- 3月中旬、生活保護申請にあたり書類不備や添付書類が必要となり窓口に同行。
- 3月下旬、小中連携により春休み中に進学先中学校と母子を繋げ新生活に備えた。

【支援による変容】

S S W対応以前よりも経済的に余裕のある生活を送れるようになった。

【今後の対応】

- 母への就労にかかることとして、Aが一人で過ごす時間が増えることを懸念し、母に近隣で就労することや高卒認定資格を取ること、将来安定した仕事に就けるよう資格取得することを提案。
- 新年度（中学入学）に生活保護の受給は決まったが、小学校の諸費集金の未納分支払いについて

【事例2】不登校児童のための活用事例（①貧困対策 ④不登校 ⑥非行・不良行為 ⑦その他）

【世帯状況】

- 母、B（小5男）のひとり親世帯。父とは離別。
- 母は昼間の仕事以外に週に数回夜間就労している。
- Bは軽度の知的障害があり、療育手帳を取得している。

【概要】

Bは4年生の2学期より欠席日数が増え、5年生になってからは数日しか登校できていない。衣服が洗濯されておらず、入浴ができていないような体臭があり、食事はお菓子で済ませるなど生活面での不安定さがみられる。また近隣からは、Bがたびたび夜間徘徊しているという情報が寄せられている。担任が家庭訪問を繰り返しているが、自宅ポストは郵便物で溢れており、母とも連絡がとりにくい状況が続いている。S S Wは関係機関との連携を提案し、主に区役所との連絡調整を行った。その結果、母子の生活環境が少しずつ安定し、母は学校との連絡にも応じるようになった。まだ継続的な登校にはつながっていないが、母は担任と協力しながら登校支援ができるようになった。

【経過】

- ①校内ケース会議を開き、情報収集及び整理、アセスメント  
Bが学習や友人とのコミュニケーションに困難を抱えていること、衣食住等生活面の不安定さ、母の就労環境からうかがえる経済的困難、周囲や学校への不信感等が考察された。S S Wは本家庭の生活環境の改善を図るため、関係機関との連携を提案した。
- ②S S Wが区役所を訪問  
情報収集及び連携を依頼した。
- ③区役所との連携  
情報整理の過程で、本家庭が児童手当を受給していないことが判明、そのことを理由に区役所職員による家庭訪問を実施した。
- ④警察との連携  
学校から最寄りの交番及び青少年サポートセンターに情報提供と見守り協力要請（夜間徘徊対策）した。
- ⑤児童相談所との連携  
学校から児童相談所にネグレクト事案として通告の可否について相談。今後も連絡が取れない状態が継続するようであれば通告を検討することとなった。
- ⑥公的支援提供  
区役所職員から母親に連絡をとることができた。母親は区役所職員に生活上の悩みや不安を話す中で、公的な支援を受けることを承諾した。また、手当等の受給や公営住宅の申し込みなどを検討しはじめた。更に区役所職員から放課後等デイサービスの利用についても情報提供を行った。

【支援による変容】

- Bの変化  
放課後等デイサービスへの通所を開始し、学校外の活動場所ができた。
- 保護者と学校との連携  
母親が担任との面談に応じた。担任とともにBの登校支援を開始することになった。

【事例3】性的被害に対する活用事例

平成29年度、相談対応なし。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 学校からの総相談件数の3,653件は平成28年度と比べると約170%増となった。事案対対象人数の268名は平成28年度と比べると約17%増であった。
- 市立全学校園中114校（幼2園、小74校、中35校、高3校）の対応にあたることができた。
- 学校現場が直面している学校だけでは解決できない多様で複雑化した課題に対して、社会福祉などの専門的な知識や技術を有するS S Wの特性を生かし、多くの場面で問題を抱えた児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関などとのネットワークを活用したりするなど、学校、家庭、地域、関係機関が連携した支援方法を用いて、課題解決への対応を図ることができた。
- 小学校生徒指導担当教員ブロック会、中学校不登校担当教員ブロック会に参加し、生徒指導担当教員や不登校担当教員との情報交換や報告相談への指導助言を行った。学校や関係機関からの情報により、学校において更なる情報収集と連携体制づくりの手立てをするなど、学校現場での支援活動に努めた。
- 学校への連携支援の強化を目指し、こども家庭支援室（各区）や児童相談所との連絡を日常的に行い、関係者との連絡会を開催するなど、更なる連携強化に努めた。

（2）今後の課題

- 早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、必要なときに必要な学校において活用できる体制のさらなる構築について検討すること。
- いじめや問題行動など、学校だけでは対応・解決が困難な事例について、学校サポートチームの一員としてS S Wを活用できる体制の整備をさらにすすめること。
- S S Wとして職務を遂行できる人材の確保。
- 年度をまたいで支援が継続する場合、区役所生活保護担当者やS S W学校の担当者が替わる場合の円滑な引継ぎ。

# 岡山市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校に定期的に派遣勤務することで、困難を抱えている子どもを早期に発見し、保健・福祉等関係機関と連携の上、早期に支援が開始できる体制の向上を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

・スクールソーシャルワーカーの機能を果たす子ども相談主事を福祉事務所に配置し、月1回全小中学校に派遣勤務している。福祉事務所に配置することで、学校と福祉・保健等関係機関との連携強化につながっている。  
・学校現場を理解し、適切に相談や支援ができるよう、教員経験者を子ども相談主事に採用している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

・6福祉事務所に各3名ずつ配置。  
・18名全員が教員免許状を所有。内1名は社会福祉士も所有している。  
・週4日勤務。1人複数校を担当し、1校あたり月半日の学校勤務をしている。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

活動の目的や業務内容を記している。学校に向けて概要版（チラシ）を作成し、担当者会議等で周知している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象 岡山市スクールソーシャルワーカー（子ども相談主事）

### （2）研修回数（頻度） 年16回

### （3）研修内容 ・事例検討 ・特別支援教育について ・児童相談所との連携 ・SCとの連携

### （4）特に効果のあった研修内容

インシデント・プロセス法を用いた事例検討を行い、対応に苦慮しているケースに対して、多角的な視点で支援の方法を考えた。実際に関わるSSWにとって、今後の展望が持てる機会となっている。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置 なし

活用方法

### （6）課題 勤務する学校によっては連携がうまく図れず、指導や支援にすれ違いが生じたケースが見られた。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】～育てにくさを感じている保護者への支援を通して～ 虐待 その他（発達障害）

#### 【概要】

母親の再婚による他市からの入学児童。発達障害があり、療育は受けていたが、再婚した父親、祖父母ともに特別支援学級に抵抗があり、通常学級に入学した。当初母親は担任と連絡を取り合い、良い関係を築いていたが、本児の問題行動やクラスの児童とのトラブルが増加したため、学校からの度重なる連絡に対して神経をとがらせるようになり始め、担任との関係が悪化していった。父親の無理解に加え、言うことを聞かない本児の言動に苛立ちを覚えた母親が筆箱を投げ、顔にあたって怪我をさせたことから、学校より虐待通告。両親とも日常的に乱暴な言葉で叱ることが多かった。身体的虐待支援レベル2で関わったケースである。

#### 【スクールソーシャルワーカーの活用】

月1回の学校勤務でつなく

・担任、生徒指導主事、管理職との情報共有に努め、虐待の背景を考え、支援につなぐとともに、保護者と学校との思いのずれの調整を行った。本児の良い点、困っている点を見立て、人間関係を構築することで、支援に係る提案をすることができた。

福祉につなぐ

・母親には、一時的休息（日中一時支援）の利用も提案し、福祉事務所に来所したときには、必ず面談した。

保護者、学校をつなぐ

・定期的に母親に連絡を取り、SSWと母親との人間関係を大切に、良い関係をつくるのが良い支援につながった。学校に言いにくいことはSSWが代弁し、誤解の無いように連絡調整を行った。

#### 【チーム学校としての対応】

・学校との連絡を密にし、情報共有のメンバーを決め、連絡系統を明確にした。窓口は生徒指導主事だが、子どもや保護者に一番近い担任との情報共有は特に大切にした。

・母親の虐待の背景には、再婚出産による環境の変化、本児の育てにくさからくるストレスがあると思われた。その背景を分析し、定期的に学校と情報共有を行い、学校ができること、SSWができることを話し合った。

- ・母親のストレスを受け止め、相談支援を積極的に行う中で、母親の困り感や学校への思いを学校と共有し、改善すべき点は改善を行った。特に特別支援学級への転籍に向けては、新年度の転籍が可能となるよう、学校とスケジュールを確認しながら進めた。

**【事例2】 貧困、ネグレクトを背景とした不登校児への関わり ( 貧困対策 児童虐待 不登校 )**  
**【概要】**

貧困・ネグレクト家庭【父・母・中学3年女兒】、本児が小学生の頃、父から身体的虐待あり。母へのDVもあった。家族は夫婦関係不調(家庭内別居・本児を介してのやり取りのみ)で、離婚の話もあるが世間体もあり、決断に至っていない。父は生活費を入れず母の収入のみで生活しているが、母は家事・育児が十分出来ないうえに金銭感覚がないので、経済的困窮でライフラインが止まることもあり、給料前は食事も十分に取れない。ゴミ屋敷で電話も繋がらない。制服は買えないので学校のものを貸していた。

本児は生活リズムが昼夜逆転の不登校で、たまに登校しても昼ごろにやってくる状況。教室ではいつも机にふせていた。何事に対しても意欲がなく、すぐに『わからん、面倒くさい、だるい』と言う。母を見て育ち、家事の知識も習慣もなかった。基本的な生活習慣も身につけておらず、家では父母に気を遣いながら生活していた。コミュニケーション能力が低く、支えてもらえず孤立しやすかった。

**【スクールソーシャルワーカーの活用】**

本児については、家庭環境のため将来の展望もなく、自暴自棄になっていたため、自分の未来に希望と意欲が持てるように支えていくことを確認し、毎月面談を行った。母親の支援も同時に行った。

本児は進路希望が明確になると意欲的に生活し始めた。母も本児との生活をめざし、金銭管理も徐々にできるようになり、ライフラインが止まることもなくなった。環境改善ができたことにより、本児の家庭引き取りが実現し、高校進学も果たした。

**【チーム学校としての対応】**

定期的に学校・子ども総合相談所・地域子ども相談センターでケース会を開き、本児や家庭への支援方針・具体的な支援内容や役割分担などについて協議するとともに、情報交換を行った学校教職員とSSWが連携して担当したが、地域から主任児童委員にも協力してもらった。家庭への支援は地域子ども相談センターや子ども総合相談所職員とSSWが担うこととした。家計簿のつけ方や学校集金の滞納の返済計画などの金銭管理から、料理、ごみ処理など家事の支援も行った。定期的にケース会議を開き情報共有をする中で、状況確認をしたり、支援の修正をしたりすることで状況改善に努めた。

表面上は不登校であるが背景に経済的困窮・DV・ネグレクト等様々な課題が混在しているため、関係機関がお互いの強みを発揮できる役割分担を行い、チーム学校として連携しなければ改善できなかった事例である。

**【4】 成果と今後の課題**

**(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果**

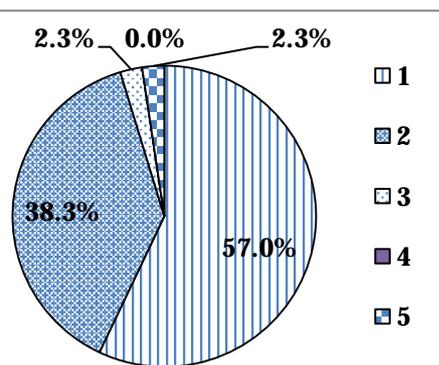
平成29年度SSWの活用報告より(学校から集めたアンケート)

○アンケート回答数

小学校	回答数	91 / 91	100.0%
中学校	回答数	37 / 37	100.0%
全体	回答数	128 / 128	100.0%

○子ども相談主事が月1回、定期的に勤務することでの効果

	小学校	中学校	合計	割合
①非常に効果があった。	52	21	73	57.0%
②まあまあ効果があった。	37	12	49	38.3%
③あまり効果がなかった。	1	2	3	2.3%
④まったく効果がなかった。	0	0	0	0.0%
⑤その他	1	2	3	2.3%



- ・教育相談や家庭訪問で、長期間まったく登校しておらず、現認もできなかった児童の保護者と学校の間をとりもつことができた。
- ・勤務日があらかじめ分かっているため、相談の予定がたてやすい。定期的な勤務があることで相談主事と職員との人間関係ができるため、相談しやすい。
- ・いじめ対策委員会の構成メンバーとして位置付けている。

**(2) 今後の課題**

- ・学校勤務が始まったばかりのため、学校現場がSSWとの連携に戸惑った面や報告体制に重複する場面があった点は課題である。また、月に1回程度の勤務で十分に連携しきれないケースもあったため、効果的な連携事例などを説明会等で示していくことが課題である。

# 広島市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒が抱える問題の背景に、家庭の経済的困窮や衛生面の課題、保護者の心身の健康など子どもを取り巻く環境に課題が見られる場合、関係機関等とのネットワークを構築するなどして、児童生徒や保護者への支援を行い、不登校や暴力行為などの生徒指導上の課題の改善を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- 平成28年度より「拠点校派遣型」と「事務局配置型」を併用している。
- スクールソーシャルワーカーの拠点校を希望した学校の中から、10校にスクールソーシャルワーカーを配置し、近隣の中学校区と合わせて、4中学校区程度を担当するようにしている。また、事務局に配置した2名のスクールソーシャルワーカーは拠点校配置のスクールソーシャルワーカーが担当しない中学校区を担当し、市立の全ての学校の派遣要請に対応できるようにしている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数：12人
- 主な資格：社会福祉士及び精神保健福祉士
- 勤務形態：月曜日～金曜日まで1日5時間45分、週28時間45分勤務

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

活動方針等に関する運営指針を作成することにより、本市が目指すスクールソーシャルワークやスクールソーシャルワーカーの効果的な活用のあり方等が明確になり、本事業の適切な運用を図ることができる。活動方針等は運営協議会で説明したり、各機関等へ配付したりして周知するようにしている。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールソーシャルワーカーのみを対象とする場合と、福祉・教育の各職種を対象とする場合がある。

### （2）研修回数（頻度）

- 運営協議会の実施（年1回）
- 県外の大学教授を招聘した全体研修（年3回）
- 県内のスーパーバイザーによる新規採用者研修（月2回、年24回）
- 事務局のスクールソーシャルワーカーによる新規採用者研修（月2回、年24回）
- 事務局のスクールソーシャルワーカーによる全体研修（月1回、年12回）
- 各種研修会への参加（適宜）

### （3）研修内容

- スクールソーシャルワーカーに係る理論研修及び困難事例等の検討。
- 各関係機関主催の理論研修や実践発表等。

### （4）特に効果のあった研修内容

福祉分野を専門とする大学教授を交えた理論研修及び困難事例等の検討会。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

#### ○SVの設置（有）

#### ○活用方法

- ・ 年3回、県外の大学教授を招聘し、スクールソーシャルワーカーに係る理論研修及び困難事例等の検討を実施している。
- ・ 月2回、県内のスーパーバイザーに依頼し、新規採用者を対象とする基礎的な理論研修及び困難事例等に係る助言を行っている。

### （6）課題

スクールソーシャルワーカー養成機関及び養成体系が十分に整備されていないため、事務局内の指導主事を中心とした事例検討会は行えるが、理論研修等の充実が図れていない。そのため、県外の大学教授を招聘する研修会でしか、理論研修等の専門性に特化した研修が実施できない。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】不登校生徒の支援のための活用事例（④）

- **本児の状況**：小学生女子。対人関係のトラブルや学習の遅れから、登校せず、外出することも少ない。起立性調節障害と診断を受けている。
- **家庭の状況**：母、祖母、本児の3人家族。母、祖母共に精神疾患を患っている。
- **関係機関**：医療機関、児童相談所、家庭支援課
- **具体的な支援**：学校が主体となって、ケース会議を開催して支援方針を検討し、チーム学校としての視点を持って以下の支援を行う。
  - ・母親の了解を得た上で、本児の主治医と連携を図り、学校での支援や家庭での本児の関わり方に対する助言を得た。
  - ・母親は、本児が他者と関わる機会が少ないことを心配していたため、家庭支援課のメンター制度を活用することになった。メンターは、本児が興味を持つような活動をしながら、人間関係を築き、本児はメンターに対して、信頼をおくようになった。
  - ・現在、本児は、学校やメンターからの働きかけにより、学校行事に興味を持つようになり、参加するようになった。学校行事に参加したことをきっかけにして、別室に登校するようになった。

#### 【事例2】学習規律の確立、家庭支援のための活用事例（⑦）

- **本児の状況**：小学生男子。基本的な生活習慣が整っていない。授業中は落ち着きがなく、私語や離席が多い。基礎的な学力が身につけていない。家庭では、母親に対して、暴言を吐くことがある。
- **家庭の状況**：母親、本児の2人家族。
- **関係機関**：生活課、医療機関、放課後等デイサービス、スクールカウンセラー
- **具体的な支援**：学校が主体となって、ケース会議を開催して支援方針を検討し、チーム学校としての視点を持って以下の支援を行う。
  - ・母親と面談を行い、本児を医療機関で受診させることを勧めた。本児は、発達障害との診断を受け、精神障害者保健福祉手帳を取得した。また、受診した医療機関からの助言により、特別支援学級に措置変更し、放課後等デイサービスを利用するようになった。
  - ・母親は、育児に悩んでいたため、スクールカウンセラーのカウンセリングにつないだ。
  - ・現在、本児は、特別支援学級で、特性に合った授業を受けるようになったり、放課後等デイサービスで、人との関わり方を学んだりしたことにより、私語や離席することなく、授業を受けることができるようになり、家庭でも落ち着いた生活が送れるようになっている。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ケース数（平成29年度）

校種	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
件数	1	225	171	0	3	400

- 支援状況（平成29年度）

状況	家庭環境や子どもの課題（件）		ネットワーク（件）	
	改善や好転している	297	構築できている	400
現状維持	103	構築中	0	
合計	400		400	

- スクールソーシャルワーカーが関わった400件のうち297件は、家族環境や子どもの課題が改善又は好転した。また、関係機関等とのネットワークは、100%構築できている。
- スクールソーシャルワーカーの活動が学校や関係機関等に周知されるにつれ、学校や関係機関等との効果的な連携を図ることができるようになっている。

#### (2) 今後の課題

- 県内のスクールソーシャルワーカー養成機関及び養成体系が十分に整備されていないため、専門性の高いスクールソーシャルワーカーを採用することが難しい。また、大幅な増員を公募しても応募自体が少なく、スクールソーシャルワーカーの待遇改善を図る必要がある。

# 北九州市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校や暴力行為など幼児、児童生徒の問題行動等の背景には、幼児、児童生徒が置かれた家庭等の環境が複雑に絡み合っている場合が多い。このような環境に働きかけるため、学校・園の枠を越えて関係機関との連携の強化を図るコーディネーター的な存在である、スクールソーシャルワーカー（SSW）を配置し、問題を抱える幼児、児童生徒への対応を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

SSWの配置は、担当校数が偏らないように配慮し、ケース状況の報告・連絡・相談等を学校支援ラインの区担当指導主事及び生徒指導ラインの担当指導主事と連携して行い、効果的な支援ができるようにしている。一部の区において、配置型の検証をしており、本年度は3名のSSWが配置型の形態で勤務している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：12名

資格：社会福祉士、精神保健福祉士

勤務形態：週30時間の4日勤務の非常勤嘱託職員

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

現在、ガイドラインは策定していない。今後、策定するため準備中である。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

福岡県スクールソーシャルワーカー協会研修

- ・全員対象の基礎研修
- ・SSW初任者対象研修
- ・SSW3年次以上研修

市内部の研修（子ども総合センター、保護課、青少年課、子ども・家庭相談コーナー、教育センター、精神保健福祉センター等）

### （2）研修回数（頻度）

- ・2ヶ月に1回程度（福岡県スクールソーシャルワーカー協会研修）
- ・随時（主に、4月、7・8月・・・市内部の研修）

### （3）研修内容

- ・新任研修（新任保護課職員研修、初任者研修 など）
- ・3年未満の養成研修（初任者SSWの動き、学校SSW概論等）
- ・3年以上の専門研修
- ・全員対象の基礎研修（メゾレベルでのソーシャルアクション、子ども支援オフィスの取り組みについて、アセスメント、学校SSW実践～SSWの役割と機能、法律研修会、ユースアドバイザー研修 など）

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・精神保健福祉センターでの引きこもり支援者研修

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有り（外部から有識者を招聘）

○活用方法 集団SV（新採対象SV、1・2年対象SV、配置型SV等）、個人SV

### （6）課題

- ・スーパーバイザーとの相談時間は増加したものの、人数増（特に経験の浅いSSW）のため、時間がまだ不足している。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】配置型SSWによる不登校生徒の支援（①貧困対策 ④不登校 ⑦発達障害等に関する問題）

【対象生徒】中学生

【ケースの概要】

- ・本生徒は小学校低学年のときに医療機関受診（知的発達の遅れ）。以降継続的な受診なし。
- ・本生徒の小学校生活では、友人関係問題がしばしば見られた。
- ・母親は自身の精神不安定から小学校の家庭訪問などの登校支援などをプレッシャーと感じ接触拒否の状況。加えて本生徒は、高学年になるに連れて欠席の増加が見られ、学力の遅れも顕著になる。
- ・本生徒は、中学校入学以降登校しぶりが見られる。また母親からは中学校に対しても接触拒否が見られる。

【ケースの課題】

- ・母親と中学校の関係性不良に対する第三者としての仲介の必要性。
- ・本生徒、本児の不登校状況に対する課題の明確化。
- ・校内体制の見直しや関係機関活用などの連携体制構築の必要性。

#### 【支援展開】

##### ① SSWによる家庭訪問を実施

- ・本生徒と関係構築（第三者的介入）し、障害に基づく困り感の明確化と中学校と関係構築を行う。
- ・母親に本生徒の困り感を代弁し、母親の障害理解を進め、医療の継続的な活用のため再度受診を提案。

##### ② 本生徒の医療の確保

- ・母親と本生徒の同意のもと、医療受診に同席。
- ・本生徒の治療を継続的に行うよう動機付けを行う。
- ・本生徒の医学的所見を学校と共有し支援を行うこととなる

##### ③ 校内でケース会議実施（担任、生徒指導委員会、学年の先生たち、SSW）

- ・医学的所見を活用し、本生徒の状態に配慮した校内体制を整備する。
- ・SSWと担任が連携して特別支援教育に対する動機付けを行う。
- ・これらを継続的に行うことで就学相談につなげる。

#### 【支援結果】

- ・就学相談の結果、特別支援学級を活用することで不登校が解消される。
- ・本生徒の継続的な医療が確保されたことで本生徒、母親の障害受容が促進された。
- ・ケース会議を実施し、校内体制が構築されチームとして対応できた。

#### 【事例2】派遣型SSWの取組（①貧困対策・⑥その他）

##### 【対象児童】中学生

##### 【ケースの概要】

- ・中学生女子と祖父の2人世帯。本生徒は精神的に不安定になることが多く、遅刻や友人関係トラブルが見られる。
- ・祖父は要介護状態。生活の支援のため、ヘルパーが介入。
- ・祖父は過干渉で、本生徒と口論になることが何度もおこる。また本生徒の入浴がきちんとできていない、衣類が揃わない等の祖父の養育が不十分である。

##### 【ケースの課題】

- ・本生徒の遅刻や友人関係トラブルに対する課題の明確化。
- ・家庭環境の改善に伴う関係機関との連携

#### 【支援展開】

##### ① 家庭状況の把握

- ・担任とSSWが連携して家庭訪問実施。
- ・本生徒の祖父に対する思いや、進学に対する希望を明確化する。

##### ② 関係機関との連携

- ・家庭訪問で得られた情報をもとに、関係機関でケース会議を実施。  
（児童相談所、保健福祉課、地域包括支援センター、相談支援事業所、ヘルパー・訪問看護事業所）
- ・祖父の健康状態を把握するため、介護支援専門員、病院との連携を図り、協働した支援を実施。

#### 【支援結果】

- ・学校と関係機関が、支援の共通認識や役割分担をおこなったことで、祖父への支援、本生徒への支援をそれぞれ分けて丁寧に実施することができた。
- ・祖父と本生徒の関係性が安定し、遅刻の減少、良好な友人関係の構築ができた。安心して学校生活を送れるようになった。

#### 【4】成果と今後の課題

##### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成28年度から29年度にかけて、SSWの人数は9名から12名へと増加したものの、支援対象者数は557名から568名と微増であり、SSW1名当たりの支援対象者数は61.9人から47.3人となった。これはベテランSSWの退職や新人SSWの採用があったためであると考えられる。

一方、解決・好転者数は223名から230名と増加しており、解決・好転率も40.04%から40.49%と前年とほぼ同様となっているため、教育委員会としては事業評価を「順調」と判断した。

##### （2）今後の課題

学校現場からは早期発見・早期対応による未然防止の予防対応が求められており、そのためには予防対応に適した配置型SSWの割合を増加させることが必要であるため、SSWの更なる人員増が必要である。

また、人員が増えていくに従いマンパワーに頼りすぎないシステム作りが必要となるため、業務の標準化・ガイドラインの策定・資質向上のシステム作りが必要である。

# 福岡市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

教育と福祉の両面から、課題を抱える子どもの家庭や学校における環境に働きかけ、関係機関と連携して、児童生徒の問題の改善を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

・ 不登校や問題行動の背景には、福祉的な配慮を必要とする環境（家庭・地域）を抱えていることが多く、児童生徒の課題の早期発見、対応を目的として、中学校区内の拠点となる小学校に配置している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 配置人数はスクールソーシャルワーカーが24名、貧困対策に従事するスクールソーシャルコーディネーターが3名の計27名配置している。
- ・ 資格は、社会福祉士を全員所有、うち精神保健福祉士を7名、ホームヘルパー、介護福祉士、福祉住環境コーディネーターを3名ずつ、教員免許を2名、保育士免許を1名所有している。
- ・ 勤務形態は、週に4日（27.5時間）勤務である。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- ・ いじめや不登校をはじめとする様々な子どもたちの課題改善に向け、教育と福祉の両面から福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもたちを取り巻く環境条件や人間関係の調整、改善を図り、子どもたちの課題改善につなげる。
- ・ 年度当初の事業説明会で、全小中学校、高等学校の校長・副校長・教頭に対してスクールソーシャルワーカー活用事業について説明を行い、周知している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・ スクールソーシャルワーカー24名

### （2）研修回数（頻度）

- ・ 連絡協議会（年間1回）、全体研修（月1回）、全体会議（学期に1～2回）、部分会（毎週1回）

### （3）研修内容

- ・ こども総合相談センター概要、サービス、学校組織についての研修
- ・ 連絡協議会において、スクールソーシャルワーカーの効果的活用について
- ・ ケースについての助言や面接技法、交流分析（講義、実技）
- ・ 進捗状況の確認や事例検討、必要に応じて課題研修

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・ 事例検討
- ・ 交流分析

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ SVの設置 有（2名）

○ 活用方法 スクールソーシャルワーカーからの課題や事例をもとに、スーパーバイザーによる全体会議での指導、助言や研修（講義、演習）を行う。

### （6）課題

- ・ 研修講師の時間調整が困難
- ・ スクールソーシャルワーカーの専門性の向上

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】児童虐待対策、非行・不良行為対策のための活用事例（②児童虐待、⑥非行・不良行為）

#### <事例概要>

母・兄・本人の3人世帯。母子生活支援施設で3年過ごした後、現住居へ転居。母は外国籍、簡単な日本語での会話は可能だが書類記入には支援が必要。2つのパートを掛け持ちして生計を立てる。本人は特別支援学級在籍。高い所に登る、人に飛び乗る、授業中の離席・私語が多い等、学校でも対応に苦慮していた。本人や兄は万引きや金品持出しを繰り返し、母が暴力・暴言を伴う叱責を行っていた。

#### <支援内容>

① 本人や母との関係づくり：本人の学校での課題整理、及び虐待や万引きに対する認識を把握するため関

係づくりを図る。母の生活面での困り感、及び虐待への認識を把握するため家庭訪問を行う。

- ② 子育て支援課との連携・役割分担：母の生活面での困り感があったため、子育て支援課へ母を繋ぐ。子育て支援課より放課後ディサービスへの繋ぎ、区役所での手続きを行った。
- ③ 児童相談所との連携・役割分担：母が兄に対して包丁を投げたことで、児童相談所で一時保護となった。その後、一時保護解除に伴い、本人を服薬治療につなげるため医療機関へ繋いだ。
- ④ S S Wの支援：家庭訪問を定期的に行い、本人や兄、母の気持ちを伝えた。母には金品持出しをしない家庭づくりの提案、叱責の仕方について一緒に検討を行った。
- ⑤ 学校の支援：虐待の早期発見、及び関係機関への連絡を行う。母の叱責が過度にならないように面談を行い、叱責時の本人や兄に対するフォローを行う。

#### <支援成果>

母による虐待の要因として(1)外国籍である母の虐待や子育てに対する認識のズレ、(2)子への叱責の仕方が分からなかったことの2点が挙げられた。そこから、子どもらが万引き等をしない環境づくりが必要であることが分かり、関係機関と役割分担を行った。その結果、万引き等はなくなり、服薬により本人の問題行動も減った。母による虐待は、学校の存在が抑止力となり、苛立ちを抑えるために母も自ら服薬するようになった。

#### 【事例2】不登校対策、家庭環境の問題対策のための活用事例（④不登校、①家庭環境の問題）

##### <事例概要>

部活動の顧問との関係を理由に登校しぶりが見られ始めた後、不登校状態になっている。日が経つにつれ、学校に行けない理由が増えてきており、夫婦関係や母の病状、妹のことや対人関係の構築における苦手さなどの訴えも聞かれている。本人に鬱的な傾向が見られるため、担任も関わり方が分からない。

##### <支援内容>

- ① 本人との関係の構築：不登校に対して、本人がどのように思い、考えているのかを確認するため、定期的（週1回）に家庭訪問や電話でのやりとりを行いながら、関係の構築に努め、本人のニーズや思いの把握に努めた。
- ② 保護者との面談：本人の不登校に対して、母がどのように思い、考えているのかを確認するため、定期的な家庭訪問や電話を行いながら、関係の構築や家庭環境の把握に努めた。
- ③ 関係機関との連携とつなぎ：母との面談を通し、宅内の環境整備の必要性を感じたため、子育て支援課、障害福祉課、生活保護課への繋ぎを行い、サービスの導入を開始。
- ④ 担任に対する定期的なコンサルテーション：担任自身も精神的な不安定さがあったため、定期的に会話しながら気持ちを整理する必要があった。

##### <支援成果>

関係機関との連携や必要な機関への繋ぎを行ったことで、まずは、母が困った時に相談できる様な体制が整った。また、ヘルパー利用が定着したことで、宅内環境も落ち着き母の負担が大きく軽減された。その結果、これまで複雑に絡み合っていた課題一つひとつが改善し始め、「不登校」という課題に対して、しっかりと時間をかけてアプローチすることができるようになった。

#### 【事例3】「性的な被害」についての活用事例

該当事例なし

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ 学校だけで課題を改善することが難しいケースについても、S S Wが関係機関に繋いだことで、学校と関係機関が連携した支援を行うことができた。
- ・ 学校との関係が良好でなく、学校からの連絡を受け入れない保護者に対し、教員とは異なる立場で連絡を取り、家庭訪問などの支援に繋げていった。

#### (2) 今後の課題

- ・ 未配置校からの派遣相談も増え、十分な対応ができていないため、配置拡充していくことが必要である。
- ・ 福祉以外にも医療や法律などの知識を身に付けるために、研修内容の精選や研修方法の工夫をする必要がある。

# 熊本市教育委員会

## 【1】 スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめや不登校の問題をはじめ生徒指導上の諸問題の積極的予防及び解消のために、スクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関と連絡・調整を進め、子どもに関わる課題や環境の改善を行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

熊本市教育委員会事務局学校教育部総合支援課教育相談室にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校からの派遣要請に応じて、家庭や学校、または関係諸機関等に派遣した。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

精神保健福祉士2人、社会福祉士7人、いずれもソーシャルワークの経験が3年以上ある者を配置した。勤務形態は、原則的に、一人あたり、土曜、日曜、祝日を除く週5日、1日5時間、週25時間程度の勤務で、平成29年度の年間勤務時間は、1人1,100時間で、合計9,900時間活動した。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「熊本市スクールソーシャルワーカー活用の手引」を作成し、事業の目的や活動内容、派遣までの流れ等を示している。また、年度当初に市内全小中学校に「熊本市スクールソーシャルワーカー配置事業の実施について」を通知し、事業について周知している。

## 【2】 スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールソーシャルワーカー9人、教育委員会担当指導主事等

### （2）研修回数（頻度）

①事例検討会（毎週） ②グループスーパービジョン（月1回） ③各スクールソーシャルワーカーの個別スーパービジョン ④ライブスーパービジョン（随時） ⑤外部SV等によるスクールソーシャルワーカー研修会（年間3回）

### （3）研修内容

【①～④】 ケースの進行管理、支援スキルなど資質の向上等

【⑤】 大学教授による講演をはじめ、各スクールソーシャルワーカー担当ケースや本市スクールソーシャルワーカー事業に対する助言等

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・身近にスーパーバイザーがいることでスクールソーシャルワーカーがすぐに相談でき、支援が充実した。また、困難事例への対応もスムーズにできた。
- ・スーパーバイザーがすべてのケースに関わることで、熊本市の学校及び子どもの状況を全体的に把握できるため、より効果的な支援が展開できるようになった。
- ・専門家によるスーパーバイズを研修に取り入れたことで、スクールソーシャルワーカーの資質向上さらには本事業の運営面での充実を図ることができた。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有

○活用方法 SVが支援方針助言や困難ケースの支援等を行うことで、効率的・効果的な運用を図る。

### （6）課題

派遣依頼数の増加に伴い、スクールソーシャルワーカーの対応ケースが多様化している。また、問題が複雑なケースが多く、解決までに相当な時間を要する。今後も研修内容を充実し、専門的知識や技能の向上を図る必要がある。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】不登校及び虐待が疑われる児童生徒の母親の入院を機に支援が急展開した活用事例

(②児童虐待、④不登校)

当該生徒は、両親の離婚後、母親、通信高校に通う兄と3人で暮らしていた。小学校高学年から不登校となり、担任が家庭訪問を行っても、本人と会うことができなかった。

中学校進学後も同じ状況が続く中で、SSWは家庭訪問を繰り返し、母親との信頼関係の構築に努めた。母親は精神的に不安定で体調も崩しがち、経済的にも厳しい状況の中、自らの食事や病院受診もできていない状態であった。SSWから生活保護や受診を勧めても拒否し、他者の介入を強く嫌う傾向が見られた。加えて本人の生活状況を尋ねても受け答えに曖昧な点が多く、虐待も疑われる状況であった。ちょうどその頃、学校からの働きかけに対しても母親が全く応じない状況が続いたこともあり、児童相談所への通告の検討を行った。

そんな中、突然母親が倒れて入院したことを機に、児童相談所が介入。児童相談所の面談の中で、本人が今まで病気がちの母親を気遣って登校できなかったことが判明した。またここ数年家庭内の状況が芳しくなく、十分な養育を受けていなかったこともわかった。

これを受けて開かれたケース会議を通じて関係機関が支援の検討と役割分担を行い、本格的な支援がスタートした。その後、母親の他界、一時保護、父方への家庭復帰、ファミリーホーム入所等様々な状況の変化が続く中、SSWは本人の辛さに寄り添い続けた。多くの支援者の見守り体制の中で、徐々に生活と気持ちが落ち着いた本人は、表情が明るくなり、無事高校進学が決まった。

#### 【事例2】適切な養育・療育を受けることなく、生きづらさを抱えたまま成長し、中学校から不登校となった生徒に対する支援のための活用事例 (④不登校、⑦発達障害)

当該生徒は、両親が就学前に離婚し、その後も母の都合で同居・別居を繰り返すという不安定な家庭環境で育った。両親は養育能力が厳しく、身の回りのことが行き届かないことに加え、幼少時に自閉症との診断をうけたのちも家庭内での適切な関わりはもちろん、専門的な療育を受けることもなかった。また、父は「生徒が嫌がることは一切しない」という方針をもっており、生徒は、ライフスキル・ソーシャルスキル共に十分育まれないまま就学を迎えたようである。小学校では、特別支援学級に転籍し、学校の熱心な働きかけにより、不安定ながらも登校ができていた。しかし、中学進学を機に完全不登校となっている。

中学校から支援依頼を受けたSSWは、まず父と面談を重ね、今後の支援について話し合うと同時に、自宅に引きこもり状態となっている生徒に会うべく家庭訪問を繰り返した。その中で、徐々に生徒のそれまで語られなかった困り感や不安を紐解いていった。特に「父ちゃんがいなくなったら、どうやって暮らせばいいんだろう」という想いに着目し、将来の支援機関としての「グループホーム」や「就労支援機関」を父と同行見学を行うことで支援の見通しを明確化したのち、そのための第一歩としての医療機関受診を父子に勧め、初診にも同行した。その後も父子の受診継続支援を繰り返し、精神科病院へ入院に至っている。

入院生活を通して、生徒は、他者から適切な関わりを受け、基本的生活習慣を身に付けた。退院後は順調に登校できるようになり、支援学校進学を目標に頑張っている。

#### 【事例3】「性的な被害」のための活用事例

該当事例なし

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成29年度はスクールソーシャルワーカー9人体制で事業を実施した。各区担当の5名に併せ広域担当として3名配置し、区役所や地域関係機関との連携を図った。1人はスーパーバイザーとして全ケースに関わり指導助言及びマネジメント等を行った。

#### 【平成28年度】

- ・支援人数：小学校323人、中学校298人、合計621人
- ・支援内容：家庭環境の問題519件、発達障害に関する問題383件、不登校376件（重複有）他
- ・終結人数：234人（終結率37.7%）

#### 【平成29年度】

- ・支援人数：小学校374人、中学校378人、高等学校1人 合計753人
- ・支援内容：家庭環境の問題666件、発達障害に関する問題432件、不登校492件（重複有）他
- ・終結人数：301人（終結率39.9%）

#### (2) 今後の課題

- ・小中学校からの派遣依頼数が年々増加しているため、今後さらに効率的・効果的な対応をしていく必要がある。
- ・「平成28年熊本地震における中長期的な対応」、「発達障害」に関するケースの増加、多様化、複雑化する相談内容に的確に対応するために、SSWの資質・技能の向上を図る必要がある。
- ・学校や保護者に向け、スクールソーシャルワーカーの活動内容についての理解をさらに深める必要がある。
- ・本市の資格要件を満たしたスクールソーシャルワーカーの安定的な確保が必要である。